

株式会社三越伊勢丹ホールディングス

第14回 定時株主総会 || 招集ご通知

日時：2022年6月27日(月曜日)午前10時

場所：ヒルトン東京お台場

1階 ペガサス

東京都港区台場一丁目9番1号

開催場所が前年と異なっております。

決議事項

第1号議案 剰余金処分の件

第2号議案 定款一部変更の件

第3号議案 取締役10名選任の件

瑠璃紺 Rurikon

【新型コロナウイルスに関するお知らせ】

- ・新型コロナウイルスの感染予防の観点から、本株主総会につきましては、書面（郵送）またはインターネットによる事前の議決権行使をいただき、可能な限り当日のご来場をお控えいただきますようお願い申しあげます。
- ・会場内は、座席間隔をとった配置とさせていただきます。状況によりましては、ご入場の制限をせざるを得ない場合もございます。
- ・総会会場においては、マスクのご着用をお願い申しあげます。（ご着用されていない場合は、ご入場をお断わりすることがございます）
- ・手指等のアルコール消毒や、会場入口でのサーモグラフィーによる検温などの感染予防措置をとらせていただきますので、何卒ご理解のほどお願い申しあげます。
- ・今後の感染拡大状況により、感染予防のための新たな措置を講じる場合は、当社WEBサイト（<https://www.imhds.co.jp/ja/index.html>）に掲載いたしますので、ご確認くださいますようお願い申しあげます。

【株主総会のお土産に関するお知らせ】

本株主総会におけるお土産の配布はございません。何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。



Provided by TAKARA Printing

パソコン・スマートフォン・
タブレット端末からも
ご覧いただけます。

<https://s.srdb.jp/3099/>



三越伊勢丹ホールディングス

(証券コード 3099)

ごあいさつ



平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。また、新型コロナウイルス感染拡大による影響を受けられた方々に謹んでお見舞い申しあげます。第14回定時株主総会を開催いたしますので、招集ご通知をお送り申しあげます。

新型コロナウイルス感染症が世界中で拡大し、2年が経過しました。我々の生活スタイルや働き方、消費行動が変化し、社会活動に大きな影響を与える中、当社グループは「お客様の暮らしを豊かにする、“特別な”百貨店を中心とした小売グループ」を目指してビジネスモデル改革に着手しました。2021年度（2022年3月期）は収支構造改革を進めた結果、営業黒字に転じ、当初計画を大きく上回る結果となりました。

2022年度は、昨年11月に発表した中期経営計画の初年度にあたり、目指す姿の実現に向け、最高の顧客体

験を提供し高感度上質消費の拡大・席巻を図り、計画で掲げた各戦略を一つ一つ着実に実行してまいります。まずは本業である百貨店事業を科学的に再設計することで再生し、早期に三越および伊勢丹統合後の営業最高益へ到達し、さらには超過を目指していきます。

新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢による世界経済の停滞等が、当社ビジネスに与える影響は不透明かつ引き続き予断を許しませんが、このような中、不確実な環境に対応し当社が再成長する機会と捉え、新たな価値創造を目指してまいります。

株主の皆さまにおかれましては、今後も変わらぬご愛顧とご支援を賜りますようお願い申しあげます。

取締役代表執行役社長 CEO 細谷 敏幸

目 次

●招集ご通知	2
●株主総会参考書類	5
●事業報告	24

●連結計算書類	53
●計算書類	57



(証券コード 3099)
2022年6月2日

東京都新宿区新宿五丁目16番10号
株式会社 三越伊勢丹ホールディングス
取締役代表執行役社長 細谷敏幸

株主各位

第14回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申しあげます。

さて、第14回定時株主総会を次のとおり開催いたします。

なお、株主の皆さまにおかれましては、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、本株主総会につきましては、書面またはインターネットにより事前の議決権行使をいただき、株主総会当日のご来場は可能な限りお控えいただくようお願い申しあげます。なお、本総会の模様につきましては、後日当社WEBサイトにて配信いたします。

お手数ながら後記の「株主総会参考書類」をご検討のうえ、2022年6月24日（金曜日）午後6時までに議決権を行使いただくようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 2022年6月27日（月曜日）午前10時（受付開始 午前9時）
2. 場 所 東京都港区台場一丁目9番1号
ヒルトン東京お台場 1階 ペガサス

- 開催場所が前年と異なりますので、裏表紙の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照のうえ、お間違いないようご注意ください。
- 新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、会場内は座席の間隔をとった配置とさせていただいております。状況によりましては、ご入場の制限をせざるを得ない場合もございますので、予めご了承いただきたくお願い申しあげます。
- 株主総会のお土産のご用意はございません。何卒ご理解賜りますようお願い申しあげます。

3. 株主総会の目的事項

- | | |
|------|--|
| 報告事項 | 1. 第14期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）の事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第14期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）の計算書類の内容報告の件 |
|------|--|

決議事項

- | | |
|-------|------------|
| 第1号議案 | 剰余金処分の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 取締役10名選任の件 |

以 上

<お知らせ>

- 次の事項につきましては、法令および当社定款第16条に基づき、当社ホームページ（<https://www.imhds.co.jp>）に掲載しておりますので、株主総会招集ご通知添付書類には記載しておりません。
①事業報告の「会社の新株予約権等に関する事項」「業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項」、②連結計算書類の「連結株主資本等変動計算書」「連結注記表」、③計算書類の「株主資本等変動計算書」「個別注記表」
なお、本招集ご通知添付書類および上記ホームページ掲載書類は、監査委員会が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査をした書類であります。
- 修正すべき事項が生じた場合には、当社ホームページ（<https://www.imhds.co.jp>）にて修正後の内容を掲載させていただきます。

招集ご通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主さまの大切な権利です。

後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使してくださいますようお願い申しあげます。なお、株主総会にご出席いただく場合は議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。（ご捺印は不要です）また、株主でない代理人および同伴の方など、議決権を行使することができる株主以外の方はご入場いただけません（お身体の不自由な株主さまの同伴の方を除きます）ので、ご注意ください。



議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

こちらに各議案の賛否をご記入ください。

第1・第2号議案

- 賛成の場合 ➤ 「賛」の欄に○印
 - 反対する場合 ➤ 「否」の欄に○印

第3号議案

- 全員賛成の場合 ➥ 「賛」の欄に〇印
 - 全員反対する場合 ➥ 「否」の欄に〇印
 - 一部の候補者に
反対する場合 ➥ 「賛」の欄に〇印をし、
反対する候補者の番号を
記入ください。

インターネットにより議決権を行使される場合のお手続きについて

インターネットによる議決権行使は、パソコンまたはスマートフォンから当社の指定する議決権行使サイト(<https://evote.tr.mufg.jp/>)より実施いただぐもので

QRコードを読み取る方法

「ログインID」「仮パスワード」を入力することなく、議決権行使サイトにログインすることができます。

1 スマートフォンにて同封の議決権行使書副票(右側)に記載された「ログイン用QRコード」を読み取ります。



2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

QRコードを用いたログインは**1回に限り**可能です。

再行使する場合、もしくはQRコードを用いずに議決権行使する場合は、右記の「ログインID・仮パスワードを入力する方法」をご確認ください。

ご注意事項

- ・インターネットによる議決権行使は、2022年6月24日(金曜日)の午後6時まで受付いたします。
- ・郵送とインターネットにより、二重に議決権行使をされた場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。
- ・インターネットにより、複数回数にわたり議決権行使をされた場合は、最終に行われた議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきます。

ログインID・仮パスワードを入力する方法

議決権行使サイト(午前2時～午前5時取り扱い休止)

<https://evote.tr.mufg.jp/>

1 議決権行使サイトへアクセスする。



2 ログインする。

- 「ログインID」「仮パスワード」を入力
- 「ログイン」をクリック

3 パスワードを登録する。

- 「現在のパスワード」を入力の上、「新しいパスワード」と「新しいパスワード(確認用)」に入力
- ※パスワードはお忘れにならないようご注意願います

- 「送信」をクリック



4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

議決権行使サイトのご利用に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部

0120-173-027 (通話料無料)

受付時間 午前9時から午後9時まで

株主総会参考書類

■ 議案および参考事項

第1号議案

剰余金処分の件

当社は経営環境、業績、財務の健全性を総合的に勘案しながら、安定的な配当水準を維持することを基本姿勢とし、中長期的には利益成長にあわせた安定的な増配を目指すことを配当方針としております。

第14期の期末配当金につきましては、株主の皆さまへの安定的な配当の維持ならびに既存および新規事業への投資等に必要な内部留保の適正な確保を総合的に勘案し、1株につき5円とさせていただきたく存じます。これにより、中間配当金5円を加えた年間配当金は1株につき10円となります。

期末配当金に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭といたします。
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式1株につき金 5円
総額 1,907,684,355円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2022年6月28日



第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

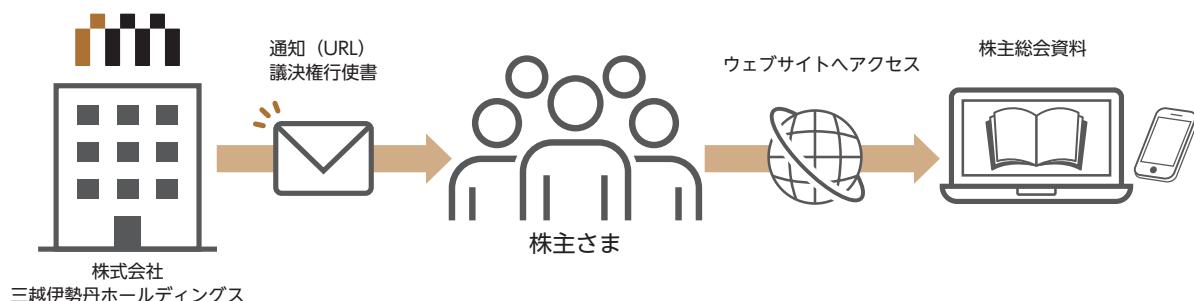
「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

【ご参考】

- ・電子提供制度とは、株主総会資料を自社のホームページ等のWEBサイトに掲載し、株主の皆さんに当該WEBサイトのURL（アドレス）等を通知することにより、株主総会資料を提供することができるものです。
- ・この制度は、当社では次回（2023年6月）の定時株主総会から適用されます。
- ・電子提供制度適用以降の株主総会において、株主総会資料の書面送付を希望される株主さまは、「書面交付請求」のお手続きをお取りいただくことができます。「書面交付請求」のお手続きにつきましては、口座を開設している証券会社または株主名簿管理人である三菱UFJ信託銀行株式会社にお問合せください。

電子提供制度のイメージ



招集
ご通知

参考
株主
総会
書類

事業
報告

連結
計算
書類

計算
書類

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。なお下線部分が修正・削除または新設の箇所であります。

現 行 定 款	変 更 案
<p><u>(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</u></p> <p><u>第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類及び連結計算書類に記載又は表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</u></p>	<p>(削 除)</p>
<p>(新 設)</p>	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>



現 行 定 款	変 更 案
<p>(附則) (監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 (条文省略)</p> <p>(新 設)</p>	<p>(附則) (監査役の責任免除に関する経過措置)</p> <p>第1条 (現行どおり)</p> <p><u>(電子提供措置に関する経過措置)</u></p> <p>第2条 現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更案定款第16条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行日である2022年9月1日（以下、「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p>2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</p> <p>3. 本附則は、施行日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

招集
通知株主
総会
参考
書類事業
報告連結
計算
書類計算
書類

第3号議案

取締役10名選任の件

現任取締役9名は、本定時株主総会終結の時をもって全員任期が満了いたします。
 つきましては、取締役会の経営の監督機能の一層の強化を図るため、取締役を1名増員し、
 10名の選任をお願いいたしたいと存じます。取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏 名			現在の当社における地位・担当
1	再任	非執行	赤 松 憲	取締役会長 監査委員会委員長
2	再任		細 谷 敏 幸	取締役代表執行役社長 CEO 指名委員会委員
3	再任		竹 内 徹	取締役代表執行役副社長 CMO
4	新任	非執行	石 塚 由 紀	執行役員取締役会室付
5	再任	非執行	飯 島 彰 己	社外取締役 指名委員会委員長 報酬委員会委員
6	再任	非執行	土 井 美 和 子	社外取締役 指名委員会委員 報酬委員会委員長
7	再任	非執行	小 山 田 隆	社外取締役 指名委員会委員 監査委員会委員
8	再任	非執行	古 川 英 俊	社外取締役 指名委員会委員 監査委員会委員
9	再任	非執行	橋 本 副 孝	社外取締役 報酬委員会委員 監査委員会委員
10	新任	非執行	安 藤 知 子	

1 赤松

あかまつ
憲 (1952年9月5日生)

再任 非執行



所有する当社の株式数

48,740株

当事業年度の取締役会

出席回数

12回中12回

当事業年度の監査委員会

出席回数

17回中17回

取締役在任年数※

5年

略歴、地位および担当

- 1975年 6月 (株)三越入社
- 2006年 2月 同執行役員業務部長
- 2007年 2月 同執行役員グループ業務部長
- 2007年 5月 同取締役上席執行役員グループ業務部長
- 2008年 4月 当社取締役常務執行役員管理本部長・(株)三越取締役
- 2009年 4月 (株)伊勢丹取締役
- 2013年 4月 当社取締役常務執行役員業務本部長
(株)三越伊勢丹取締役常務執行役員業務本部長
- 2016年 6月 新光三越百貨股份有限公司董事 (現任)
- 2017年 5月 当社顧問・日本百貨店協会会長
- 2017年 6月 当社代表取締役会長・(株)三越伊勢丹代表取締役会長
- 2019年 4月 (株)三越伊勢丹取締役会長
- 2020年 6月 当社取締役会長兼取締役会議長
- 2021年 4月 当社取締役会長 (現任)

重要な兼職の状況

新光三越百貨股份有限公司董事

※取締役在任年数は本定時株主総会終結時のものです。

取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

候補者は、総務・経理・管財・物流などの業務（管理）部門における豊富な経験を有しており、当社グループの基盤整備やガバナンス体制の構築に貢献してまいりました。2020年の当社における指名委員会等設置会社への移行に際しては、取締役会議長として取締役会を適切に運営し、当社の経営の監督機能強化と意思決定の迅速化を推進いたしました。2021年6月からは監査委員会委員長として、監査を通じた経営の監督機能の強化に貢献しています。また、2020年5月までは日本百貨店協会会長として、百貨店業界全体の発展に尽力してまいりました。

指名委員会は、候補者が有する企業経営、および業務部門をはじめとした事業における豊富な経験や、長く取締役会議長を務めたガバナンスに関する知見を活かし、常勤の監査委員会委員として職責を果たしつつ、非業務執行取締役として公正な経営の監督を遂行することを期待し、引き続き取締役候補者としました。

招集
通知

株主
総会
参考書類

事業
報告

連結計算書類

計算書類

2 細谷敏幸

(1964年7月1日生)

再任



所有する当社の株式数

52,200株

当事業年度の取締役会

出席回数※1

10回中10回

当事業年度の指名委員会

出席回数※1

8回中8回

取締役在任年数※2

1年

略歴、地位および担当

1987年4月(株)伊勢丹入社

2015年4月(株)三越伊勢丹執行役員営業本部商品統括部婦人雑貨統括部長

2016年4月同執行役員営業本部商品統括部婦人雑貨統括部長

兼営業本部商品統括部特選・宝飾時計統括部長

2017年4月当社執行役員経営戦略本部経営企画部長

2018年4月(株)岩田屋三越代表取締役社長執行役員

2021年4月当社代表執行役社長CEO

(株)三越伊勢丹代表取締役社長執行役員(現任)

2021年6月当社取締役代表執行役社長CEO(現任)

2021年8月新光三越百貨股份有限公司董事(現任)

重要な兼職の状況

(株)三越伊勢丹代表取締役社長執行役員

新光三越百貨股份有限公司董事

※1出席回数については、取締役就任以降を対象としています。

※2取締役在任年数は本定時株主総会終結時のものです。

取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

候補者は、婦人服・服飾雑貨を皮切りに、宝飾品・時計部門や中小型店事業などの主要な営業部門および海外出向経験の後に、経営企画部長として当社の経営戦略の立案に従事いたしました。2018年4月に社長に就任した当子会社の(株)岩田屋三越では、企業のトップとして卓越したリーダーシップを発揮し同社の業績向上に大きく貢献し、2021年4月当社の代表執行役社長CEOに就任いたしました。

指名委員会は、2021年度より取締役代表執行役社長CEOとして当社グループの新たな長期ビジョンの策定と中期経営計画の実行・達成に向けて強いリーダーシップを発揮するとともに、取締役会がグループ全体の大局的な方向性の議論を深めることに資するべく、執行および監督の両面で適切に役割を果たし、グループ全体のさらなる企業価値向上に貢献することを期待し、引き続き取締役候補者としました。



3 竹内

たけうち
とおる
徹 (1960年5月21日生)

再任



所有する当社の株式数

58,100株

当事業年度の取締役会

出席回数

12回中12回

取締役在任年数※

5年

略歴、地位および担当

1983年 4月 (株)伊勢丹入社

2011年 4月 (株)三越伊勢丹常務執行役員営業本部MD統括部長

2013年 4月 当社常務執行役員・(株)札幌丸井三越代表取締役社長執行役員

2016年 4月 当社常務執行役員グループ人財本部長

(株)三越伊勢丹常務執行役員グループ人財本部長

2017年 4月 (株)三越伊勢丹取締役専務執行役員百貨店事業本部長兼商品統括部長

2017年 6月 当社取締役

2018年 4月 (株)三越伊勢丹取締役専務執行役員百貨店事業本部長

2019年 4月 当社代表取締役副社長執行役員CMO

※CMO(チーフ・マーチャンダイジング・オフィサー)

(株)三越伊勢丹取締役・(株)名古屋三越取締役・(株)岩田屋三越取締役

2020年 4月 当社代表取締役副社長執行役員CMO

※CMO(チーフ・マーチャンダイジング・マーケティング・オフィサー)

2020年 6月 当社取締役代表執行役副社長CMO

2021年 4月 当社取締役代表執行役副社長CMO (現任)

※CMO(チーフ・マーチャンダイジング・オフィサー)

(株)三越伊勢丹副社長執行役員MD統括部長・(株)札幌丸井三越取締役

2022年 4月 (株)三越伊勢丹副社長執行役員営業本部長 (現任)

重要な兼職の状況

(株)三越伊勢丹副社長執行役員

※取締役在任年数は本定時株主総会終結時のものです。

取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

候補者は、紳士・婦人服部門や海外子会社における豊富な営業部門の経験の後、主要百貨店子会社である(株)札幌丸井三越の社長として企業経営を、グループ人財本部長として人事・人材開発を経験し、2019年4月からはCMOとして、当社グループ全体の商品政策などの事業活動推進において卓越したリーダーシップを発揮してまいりました。

指名委員会は、候補者が有する当社グループにおける幅広く豊富な経験を活かし、当社グループの業務執行責任者を兼務する者として取締役会にてその役割を適切に果たすことでのモニタリングの実効性を高め、当社グループの企業価値向上にさらに貢献することを期待し、引き続き取締役候補者としました。

招集
通知

参考書類
株主総会

事業報告

連結計算書類

計算書類

4 石塚由紀 (1962年6月11日生)

新任 非執行



所有する当社の株式数

29,300株

略歴、地位および担当

1985年 4月 (株)伊勢丹入社
2015年 4月 (株)三越伊勢丹執行役員営業本部エリア・チャネル事業統括部伊勢丹立川店長
2017年 4月 当社執行役員
 (株)三越伊勢丹ヒューマン・ソリューションズ代表取締役社長
2021年 4月 (株)仙台三越代表取締役社長
2022年 4月 当社執行役員取締役会室付 (現任)

重要な兼職の状況

該当なし

取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

候補者は、三越・伊勢丹両のれんの本・支店および海外子会社にて、婦人服・リビング用品・呉服・美術などの百貨店営業における幅広い商品領域を経験してまいりました。また、2017年には当社子会社の人材関連会社である(株)三越伊勢丹ヒューマン・ソリューションズの社長、2021年には百貨店子会社である(株)仙台三越の社長を務め、子会社トップとして経営戦略・事業構造改革の立案および推進を果たした他、当該子会社のデジタル化を現場・顧客の声を聞き取りながら推進し、既存事業モデルの変革を実現。更に、ガバナンス体制およびリスク・コンプライアンス体制の整備・強化に加え、内部人材の育成支援に尽力するなど、企業経営において卓越したリーダーシップを発揮し、当該子会社およびグループの発展に寄与してまいりました。

指名委員会は、候補者が長くエリアの拠点や子会社のトップを務めた幅広い経験を活かし、非業務執行取締役として取締役会で適切にその役割を果たしつつ、常勤の監査委員会委員として公正な経営の監督責任を果たすことで、当社グループの企業価値向上に貢献が出来ると判断し、新たに取締役候補者としました。



5 飯島 彰己

(1950年9月23日生)

再任

非執行

社外取締役候補者

独立役員



所有する当社の株式数

3,300株

当事業年度の取締役会

出席回数

12回中12回

当事業年度の指名委員会

出席回数

10回中10回

当事業年度の報酬委員会

出席回数

8回中8回

取締役在任年数※

3年

略歴、地位および担当

1974年 4月 三井物産(株)入社
 2008年 4月 同常務執行役員
 2008年 6月 同代表取締役常務執行役員
 2008年 10月 同代表取締役専務執行役員
 2009年 4月 同代表取締役社長
 2015年 4月 同代表取締役会長
 2016年 6月 (株)リコー社外取締役 (現任)
 2018年 7月 ソフトバンクグループ(株)社外取締役 (現任)
 2019年 6月 当社社外取締役 (現任)・日本銀行参与 (現任)
 2021年 4月 三井物産(株)取締役
 2021年 6月 同顧問 (現任)

武田薬品工業(株)社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

三井物産(株)顧問
 (株)リコー社外取締役
 ソフトバンクグループ(株)社外取締役
 日本銀行参与
 武田薬品工業(株)社外取締役

※取締役在任年数は本定時株主総会終結時のものです。

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

候補者は、三井物産(株)の経営に携わり、企業経営に関する豊富な経験を有するとともに、同社の取締役会議長としてコーポレートガバナンスの推進に貢献、かつ国内有数の上場企業の社外取締役を務めてきた経験によるガバナンスに関する深い知見を有しております。当社においても、取締役会にて企業経営経験者としての幅広い経験と知見に基づいた有益な助言を行うとともに、指名委員会委員長として、社長CEOの再任可否および後継者計画審議、取締役候補者の決定、委員会委員や執行役等の役員人事案審議等につき、客觀性と透明性のある議事運営に主導的役割を果たした他、報酬委員会委員として、当社の役員報酬制度についての審議、および個別報酬額等の決定に関わる審議に貢献してまいりました。

指名委員会は、候補者が有する企業経営に関する豊富な経験とガバナンスに関する知見を、当社の経営の監督に活かすとともに、指名委員会委員長、報酬委員会委員として引き続きリーダーシップを発揮することを期待し、取締役候補者としました。

※飯島氏が顧問を務める三井物産(株)における役割は、主として財界、社会貢献活動であり、経営には関与されておりません。

募集通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

6 土井美和子

(1954年6月2日生)

再任

非執行

社外取締役候補者

独立役員



所有する当社の株式数

3,100株

当事業年度の取締役会

出席回数

12回中12回

当事業年度の指名委員会

出席回数

10回中10回

当事業年度の報酬委員会

出席回数

8回中8回

取締役在任年数※

3年

略歴、地位および担当

- 1979年4月 東京芝浦電気(株)（現(株)東芝）入社
2005年7月 (株)東芝 研究開発センター ヒューマンセントリックラボラトリーカー技監
2006年7月 同研究開発センター技監
2008年7月 同研究開発センター首席技監
2014年4月 独立行政法人（現国立研究開発法人）情報通信研究機構監事（非常勤）（現任）
2015年6月 (株)野村総合研究所社外取締役
2017年4月 奈良先端科学技術大学院大学理事（非常勤）（現任）
2019年6月 当社社外取締役（現任）
2020年4月 東北大学理事（非常勤）（現任）
2020年6月 (株)SUBARU社外取締役（現任）
日本特殊陶業(株)社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

- 国立研究開発法人情報通信研究機構監事（非常勤）
奈良先端科学技術大学院大学理事（非常勤）
東北大学理事（非常勤）
(株)SUBARU社外取締役
日本特殊陶業(株)社外取締役

※取締役在任年数は本定時株主総会終結時のものです。

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

候補者は、(株)東芝における情報技術分野の研究者・責任者を務めるなど、デジタル・IT分野における多数の功績と、豊富な知識および経験を有しております。当社においても、取締役会にて、この分野の知見をはじめとした多様な視点に基づいた有益な助言を行うとともに、報酬委員会委員長として、当社の役員報酬制度についての審議、および個別報酬額等の決定に関わる審議につき、客觀性と透明性のある議事運営に主導的役割を果たした他、指名委員会委員として、社長CEOの再任可否および後継者計画審議、取締役候補者の決定、委員会委員や執行役等の役員人事案審議等に貢献してまいりました。
候補者は、社外取締役となること以外の方法で会社の経営に関与したことではありませんが、指名委員会は、候補者が有するデジタル・IT分野における豊富な知識・経験を、当社の経営の監督に活かすとともに、報酬委員会委員長、指名委員会委員として引き続きリーダーシップを發揮することを期待し、取締役候補者としました。



7 小山田

たかし
隆 (1955年11月2日生)

再任

非執行

社外取締役候補者

独立役員



所有する当社の株式数

8,300株

当事業年度の取締役会

出席回数

12回中12回

当事業年度の指名委員会

出席回数

10回中10回

当事業年度の監査委員会

出席回数

17回中17回

取締役在任年数※

3年

略歴、地位および担当

1979年4月(株)三菱銀行(現(株)三菱UFJ銀行)入行
 2009年1月(株)三菱東京UFJ銀行(現(株)三菱UFJ銀行)常務執行役員
 2009年6月同常務取締役・(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役
 2012年5月(株)三菱東京UFJ銀行(現(株)三菱UFJ銀行)常務執行役員
 2013年5月同専務執行役員
 2014年6月同副頭取
 2015年6月(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役代表執行役副社長グループCOO
 2016年4月(株)三菱東京UFJ銀行(現(株)三菱UFJ銀行)頭取
 (株)三菱UFJフィナンシャル・グループ取締役
 2017年6月(株)三菱東京UFJ銀行(現(株)三菱UFJ銀行)特別顧問(現任)
 2018年6月公益財団法人日本国際問題研究所副会長(現任)
 2018年12月三菱総研DCS(株)社外取締役(現任)
 2019年6月当社社外取締役(現任)・三菱電機(株)社外取締役(現任)
 2021年3月協和キリン(株)社外取締役(現任)

重要な兼職の状況

(株)三菱UFJ銀行特別顧問

三菱総研DCS(株)社外取締役

協和キリン(株)社外取締役

三菱電機(株)社外取締役

公益財団法人日本国際問題研究所副会長

※取締役在任年数は本定時株主総会終結時のものです。

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

候補者は、(株)三菱東京UFJ銀行(当時)の経営に携わり、企業経営に関する豊富な経験に加え、金融機関における経験に基づく財務・会計に関する深い知識や、国内有数の上場企業の社外取締役を務めた経験によるガバナンスに関する深い知見を有しております。当社においても、取締役会にて、企業経営経験者としての高い見識と財務・会計に関する専門的知識に基づいた有益な助言を行うとともに、指名委員会委員として、社長CEOの再任可否および後継者計画審議、取締役候補者の決定、委員会委員や執行役等の役員人事案審議等に貢献した他、監査委員会委員として独立した立場から執行役および取締役の業務執行の監査を行い、かつ当社グループ全体を網羅する監査体制の充実に貢献してまいりました。

指名委員会は、候補者が有する企業経営に関する豊富な経験と財務・会計に関する知識、およびガバナンスに関する知見を、当社の経営の監督に活かすとともに、指名委員会委員、監査委員会委員として当社のガバナンスのさらなる高度化に貢献することを期待し、引き続き取締役候補者としました。

※小山田氏が特別顧問を務める(株)三菱UFJ銀行における役割は、主として財界、社会貢献活動であり、経営には関与されておりません。

※小山田氏は、(株)三菱UFJ銀行(当時(株)三菱東京UFJ銀行)の頭取を退任し、5年が経過しております。

招集通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

8 古川英俊

(1955年7月16日生)



所有する当社の株式数
3,100株

当事業年度の取締役会
出席回数

12回中12回

当事業年度の指名委員会
出席回数

10回中10回

当事業年度の監査委員会
出席回数

17回中17回

取締役在任年数※

2年

再任

非執行

社外取締役候補者

独立役員

略歴、地位および担当

- 1979年 4月 (株)三井銀行 (現(株)三井住友銀行) 入行
2005年 6月 (株)三井住友銀行執行役員バンコック支店長
2008年 4月 同執行役員法人部門、国際部門副責任役員
2009年 4月 同常務執行役員名古屋営業部担当、名古屋法人営業本部長
2011年 4月 同常務執行役員投資銀行部門統括責任役員
2012年 4月 同取締役兼専務執行役員投資銀行部門統括責任役員
2013年 4月 同取締役兼専務執行役員企業金融部門統括責任役員
2014年 4月 同代表取締役兼副頭取執行役員グローバルコーポレートバンキング本部長
2015年 6月 (株)SMB C信託銀行代表取締役社長兼最高執行役員
2018年 6月 同取締役会長
2020年 6月 当社社外取締役 (現任)
2021年 6月 (株)SMB C信託銀行特別顧問 (現任)
2021年 11月 一般財団法人 神戸シティ・プロパティ・リサーチ理事長 (現任)
2022年 3月 東亞合成(株)社外取締役 (現任)

重要な兼職の状況

- (株)SMB C信託銀行特別顧問
一般財団法人 神戸シティ・プロパティ・リサーチ理事長
東亞合成(株)社外取締役

※取締役在任年数は本定時株主総会終結時のものです。

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

候補者は、(株)三井住友銀行において、国内・海外双方の営業現場指揮や投資銀行・企業金融業務責任者として経営に携わり、2015年には(株)SMB C信託銀行の社長兼最高執行役員としてPMIを遂行する等、企業経営に関する豊富な経験と、長年の金融機関での経験に基づく財務・会計に関する深い知識を有しております。当社においても、取締役会にて、豊富な現場感覚や、企業経営経験者としての高い見識、財務・会計に関する専門的知識に基づいた有益な助言を行うとともに、指名委員会委員として、社長CEOの再任可否および後継者計画審議、取締役候補者の決定、委員会委員や執行役等の役員人事案審議等に貢献した他、監査委員会委員として独立した立場から執行役および取締役の業務遂行の監査を行い、かつ当社グループ全体を網羅する監査体制の充実に貢献してまいりました。

指名委員会は、候補者が有する企業経営に関する豊富な経験と財務・会計に関する知識を、当社の経営の監督に活かすとともに、指名委員会委員、監査委員会委員として当社のガバナンスのさらなる高度化に貢献することを期待し、引き続き取締役候補者としました。



9 橋本副孝

(1954年7月6日生)

再任

非執行

社外取締役候補者

独立役員



所有する当社の株式数

3,100株

当事業年度の取締役会

出席回数

12回中12回

当事業年度の報酬委員会

出席回数※1

7回中7回

当事業年度の監査委員会

出席回数

17回中17回

取締役在任年数※2

2年

※1 同氏は、2021年6月25日の第13回定時株主総会において取締役に再任された後、新たに報酬委員会委員に選定されたため、選定後の報酬委員会出席状況を記載しています。

※2 取締役在任年数は本定時株主総会終結時のものです。

略歴、地位および担当

1979年 4月 弁護士登録、新家猛法律事務所（現東京八丁堀法律事務所）入所

2000年 4月 第二東京弁護士会副会長

2006年 4月 日本弁護士連合会常務理事

2008年 1月 東京八丁堀法律事務所代表パートナー弁護士・所長（現任）

2012年 4月 第二東京弁護士会会長、日本弁護士連合会副会長

2014年 3月 キリンホールディングス㈱社外監査役

2015年 6月 損害保険ジャパン日本興亜㈱（現損害保険ジャパン㈱）社外監査役（現任）

2020年 6月 当社社外取締役（現任）

2021年 3月 コクヨ㈱社外監査役（現任）

重要な兼職の状況

東京八丁堀法律事務所代表パートナー弁護士・所長

損害保険ジャパン㈱社外監査役

コクヨ㈱社外監査役

招集通知

株主総会
参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

候補者は、長年にわたり弁護士として第一線で活動し、2008年には東京八丁堀法律事務所の代表パートナー弁護士・所長に就任するなど、企業法務に関する高度な専門知識・経験と、国内有数の上場企業の社外監査役を務めた経験による監査に関する深い知見を有しております。当社においても、取締役会にて、弁護士としての専門的見地に基づいた有益な助言を行うとともに、監査委員会委員として独立した立場から執行役および取締役の業務遂行の監査を行い、かつ当社グループ全体を網羅する監査体制の充実に貢献した他、報酬委員会委員として、当社の役員報酬制度についての審議、および個別報酬額等の決定に関わる審議に貢献してまいりました。

候補者は、社外取締役および社外監査役となること以外の方法で会社の経営に関与したことはありませんが、指名委員会は、候補者が有する企業法務に関する専門知識と監査に関する知見を、当社の経営の監督に活かすとともに、取締役会議長として当社のガバナンスのさらなる高度化に貢献することを期待し、引き続き取締役候補者としました。

10 安藤知子

(1959年7月18日生)

新任

非執行

社外取締役候補者

独立役員



所有する当社の株式数

0株

略歴、地位および担当

1996年12月マスターフーズリミテッド（現マースジャパンリミテッド）入社
2006年1月同パーソナル&オーガニゼーションピープル・パイプラインマネジャー
2008年8月日本ロレアル㈱入社 人事本部 シニアH R マネジャー
2011年3月同副社長、人事本部長
2018年6月プレス工業㈱社外取締役（現任）
2019年6月関西ペイント㈱社外取締役（現任）

重要な兼職の状況

プレス工業(株)社外取締役
関西ペイント(株)社外取締役

社外取締役候補者とした理由および期待される役割の概要

候補者は、日・米・欧の世界有数のグローバル企業においてブランドマーケティング、営業企画、戦略人事に関する豊富な知識と経験を有するとともに、企業経営者としての高い見識、経験を有しております。また、複数の上場企業の社外取締役としてガバナンスに対する高い知見を有し、さらにグローバル企業において培った組織文化の考え方、戦略人事、ダイバーシティ＆インクルージョンに関する知見を、プロフェッショナル・コーチ、セミナー講師としての活動を通じて幅広く推進し、経営人材の育成に貢献してまいりました。指名委員会は、候補者のこれらの分野の知見をはじめとした多様な視点に基づき、公正・中立の立場から当社の経営を適切に監視し、また企業経営、マーケティング、経営人材育成における専門的見地からの積極的な発言により、当社グループの企業価値のさらなる向上に貢献することを期待し、新たに取締役候補者としました。



(注記)

1. 小山田隆氏は、当社グループの主要取引先金融機関である(株)三菱UFJ銀行の特別顧問であります。同氏は(株)三菱UFJ銀行の経営に関与していないため、同氏と当社の間に特別な利害関係はありません。また、その他の候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。
2. 小山田隆氏が社外取締役として就任している三菱電機(株)では、複数の拠点において品質に係る不適切事案が判明し、2021年10月と12月に調査結果を公表しました。同氏は事前には当該事実を認識しておりませんでしたが、日頃から取締役会等において法令遵守の視点に立ち、注意喚起をしておりました。事後には取締役会等において、全容解明、原因究明のための徹底した調査、再発防止に向けたコンプライアンス体制の強化策等について指示するなど、社外取締役として必要な対応を行いました。
3. 非業務執行取締役候補者である赤松憲氏および社外取締役候補者である飯島彰己、土井美和子、小山田隆、古川英俊、橋本副孝の5氏とは、当社は定款の定めにより責任限定契約を締結しており、その内容は6氏が当社に損害賠償責任を負う場合の限度額を、法令が規定する額とするものであります。6氏の再任が承認された場合、当社は6氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。さらに、非業務執行取締役候補者である石塚由紀氏、および社外取締役候補者の安藤知子氏の選任が承認された場合、当社は新たに上記と同様の責任限定契約を両氏との間で締結する予定であります。
4. 当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、被保険者が負担することになる株主代表訴訟、会社訴訟および第三者訴訟において発生する争訟費用および損害賠償金を填補することとしております。石塚由紀および安藤知子の両氏を除く候補者は、当該保険契約の被保険者に含まれており、また、両氏については新たに被保険者に含む予定であります。
5. 当社は、飯島彰己、土井美和子、小山田隆、古川英俊、橋本副孝の5氏を東京証券取引所および福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し両取引所に届け出ております。また5氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員として指定し両取引所に届け出る予定であります。さらに、安藤知子氏の選任が承認された場合、新たに独立役員として指定し両取引所に届け出る予定であります。

招集
通知

参考
書類
類会

事業
報告

連結
計算書類

計算
書類

=ご参考=

《各取締役が所属を予定する委員会について》

本議案が承認された場合、各委員会の構成は以下のとおりです。

橋本副孝氏をご承認いただいた場合、本定時株主総会終結後の取締役会において同氏を取締役会議長に選定する予定です。

赤松憲氏、飯島彰己氏、土井美和子氏をご承認いただいた場合、本定時株主総会終結後の取締役会において、それぞれ監査委員会委員長、指名委員会委員長、報酬委員会委員長に選定する予定です。

候補者番号	候補者氏名			指名委員会	報酬委員会	監査委員会	備考
1	赤松 憲	再任	非執行			✓	監査委員会委員長
2	細谷 敏幸	再任		✓			代表執行役
3	竹内 徹	再任					代表執行役
4	石塚 由紀	新任	非執行			✓	
5	飯島 彰己	再任	社外 非執行	独立 役員	✓	✓	指名委員会委員長
6	土井 美和子	再任	社外 非執行	独立 役員	✓	✓	報酬委員会委員長
7	小山田 隆	再任	社外 非執行	独立 役員	✓	✓	
8	古川 英俊	再任	社外 非執行	独立 役員	✓		
9	橋本 副孝	再任	社外 非執行	独立 役員			取締役会議長
10	安藤 知子	新任	社外 非執行	独立 役員		✓	
委員会委員数			社内取締役	1	0	2	
			社外取締役	4	3	3	
			合計	5	3	5	



募集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

《取締役候補者に関するスキル》

スキル・マトリックスの策定にあたっては、取締役の役割を踏まえ、必要な資質やスキルを特定し、当社取締役会は幅広い視点と適正規模を両立させております。

○=知識・経験・能力を有する分野

●=社外取締役が知識・経験・能力において貢献、期待される分野

企業経営	流通・マーケティング	グローバル	DX・ITセキュリティ	ファイナンス・会計	法務・リスクガバナンス	人事・人材マネジメント
○			○		○	
○	○	○				
○	○	○				
			○		○	○
●		●			●	
●			●			●
●				●		●
●		●		●		
●					●	●
●	●					●

*上記は各氏の経験等を踏まえて、特に活躍を期待できる領域・分野を示しており、有するすべての知見を表すものではありません。

=ご参考=

《役員の「指名」に関する方針》

◆取締役候補者の指名を行うにあたっての方針

取締役会の構成については、高い倫理観とともに、幅広くかつ専門性の高い知識や、特定事業領域における知見、企業経営経験等に基づくスキルを有した多様なメンバーで構成されるよう考慮しております。特に社外取締役については、客観的な視点からの幅広い意見を積極的に取り入れ、バランスの取れた経営を行るために、実業界で経営・執行の経験を十分に積んだ方をはじめとして、異なる分野・業界から招聘することとしております。その上で、取締役候補者の選任にあたっては、上記取締役会構成に関する考え方と、以下の選任基準を基に、社外取締役が過半数かつ委員長を務める指名委員会にて決議し、株主総会に上程しております。

◆取締役選任基準

- ①当社経営に有意な知見・経験を有し、経営の諸課題に精通していること
- ②世界の動向、市場や顧客の変化を的確に洞察し、把握できていること
- ③新しい知識を積極的に学ぶ姿勢を持ち、それをベースに新しい経営の見方、方向性を導き出せること
- ④人格・見識に優れ、心身ともに健康であること
- ⑤順法精神や倫理観に富み、取締役として相応しい価値観・人柄を有すること

◆CEOの選任・再任可否の判断および後継者計画（サクセションプラン）

CEOの選任・再任可否の判断および後継者計画については、指名委員会における最重要事項の一つに位置付け、透明性・公正性を確保しつつ取り組んでおり、同委員会での審議過程において指名委員会委員以外の全ての社外取締役から意見聴取するなどさらなる高度化を図っております。具体的には、CEO就任初年度に在任期間中のビジョンを指名委員会において審議した上で、毎期経営計画に対する進捗状況や今後の見通し、解決すべき課題等を指名委員会において共有し、再任可否については指名委員会委員である社外取締役が主体的に判断できる体制を整えております。

また、CEO後継者情報については、候補者の外部経営人材評価機関によるスクリーニング結果、育成計画、および経験させるべき分野への異動配置案等あらゆる情報を指名委員会に共有しております。なお、緊急時のCEO候補（CEO代行者）については、毎期初に指名委員会にて審議・確認しております。

《独立社外役員の独立性基準》

当社は、社外取締役を独立役員として指定するにあたって、その独立性を判断するため「三越伊勢丹ホールディングス社外役員の独立性に関する基準」を独自に定めており、以下のいずれにも該当しない社外役員を独立役員として指定しております。

- ①当社グループの業務執行者
- ②当社グループを主要な取引先とする者またはその業務執行取締役、執行役、支配人
- ③当社グループの主要な取引先またはその業務執行取締役、執行役、支配人その他の使用人である者
- ④当社グループの主要な借入先の業務執行者
- ⑤当社グループから役員報酬以外に、一定額を超える金銭その他の財産上の利益を受けているコンサルタント、会計専門家、法律専門家等
- ⑥当社の発行済株式総数の5%以上の株式を保有している株主またはその業務執行者
- ⑦過去3年間において上記①から⑤に該当していた者
- ⑧上記①から⑤の配偶者または二親等以内の親族

※なお、②③の「主要な取引先」とは「当社と当該取引先の連結ベースの年間取引額が、過去3年間において1度でも両者いずれかの連結ベースの年間総取引額の1%を超える取引があった取引先」を、④の「主要な借入先」とは「当社グループの借入金残高が、事業年度末において当社の連結総資産の2%を超える借入先」を、⑤の「一定額」とは「過去3年間のいずれかの年度において1千万円以上」を意味します。

以上



事業報告 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)

1 当社グループの現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度における我が国経済の状況は、新型コロナウイルス感染症拡大により、企業の経済活動や個人の消費活動が制限される等の影響を受け、2021年7・9月期の実質GDPはマイナス成長となりました。その後、「ワクチン接種が進んだことで感染者数は減少し、2021年9月末には緊急事態宣言が解除され、経済活動の回復が進んだことから、2021年10-12月期の実質GDPはプラス成長に転じました。

しかしながら、年明け以降はオミクロン株の流行に伴う感染再拡大によって、まん延防止等重点措置の適用による人流抑制等の影響で、消費マインドが再び後退局面を迎えるなど、厳しい事業環境が続きました。

また、ウクライナ情勢の緊迫化に伴い、原油等のエネルギー・穀物の価格が高騰するなど先行きが不透明な状況が続いております。

このような状況のなか、当社グループは、2021年11月に新たな中期経営計画（2022年度～2024年度）を策定し、長期に目指す姿を「お客さまの暮らしを豊かにする、“特別な”百貨店を中心とした小売グループ」とし、ただちにその取り組みをスタートさせました。

長期に目指す姿の実現に向けては、再生・展開・結実の3つのステップで戦略を推進いたします。再生フェーズでは、「科学の視点」と「パーソナルマーケティング」によりビジネスモデルを変革し、百貨店の再生と識別顧客を増加させてまいります。展開フェーズでは、識別顧客に向けてグループ全社による「連邦戦略」で、お客さまの幅広いニーズにお応えいたします。結実フェーズでは、連邦戦略を発展させ三越伊勢丹まち化モデルを確立いたします。

具体的には、まず「高感度上質店舗の構築」として、伊勢丹新宿本店はファッショングループ、三越日本橋本店は伝統・文化・暮らし、に注力した店づくりの計画に着手いたしました。

「(個人)外商の改革」に向けた取り組みとしては、2021年度下期に外商バイヤーを設置し、外商セールスと外商バイヤーが連携して、お客様のご要望を感動的に解決、関心事に対して革新的に提案する等、ダイレクトマーケティングを両本店で先行して着手いたしました。加えて、お客様のニーズに幅広くお応えするため、従来は取扱のなかった商品やサービスの拡大に取り組みました。2022年4月には、これらの取り組みを深化させるため、両本店の個人外商組織と法人外商組織を統合した「外商統括部」を新設いたしました。

国内の高感度上質消費の拡大に向けては、拠点ネットワークの構築、すなわち両本店と支店、首都圏店舗と地域店、母店と中小型店、それぞれの店舗間連携を強化いたしました。その連携強化に向け、デジタルネットワークとセールスネットワークを構築するとともに、コンテンツの拡充にも取り組みました。

2021年10月、松山三越が、地元企業との協業による食・美・健康をテーマとした新たなコンテンツの拡充や、リモートショッピング等を提供するデジタルサロンを設置し、百貨店とテナントショップのハイブリッド店舗としてリニューアルオープンいたしました。さらに、高松三越を母店とする三越徳島店、名古屋三越栄店を母店とする三越豊田店について、2022年4月のオープンに向けた準備を進めてまいりました。三越豊田店はデジタルサロン、三越徳島店では外商サロンを設置する等、母店のみならず全国の三越伊勢丹グループ百貨店の店舗間連携により、全国の高感度上質消費の拡充を進めます。

「個客とつながるCRMTM戦略」では、つながる個客数の拡大に向け、2021年5月より首都圏店舗、2022年2月からは全国の三越伊勢丹グループ百貨店において、エムアイカード以外のクレジットカードや現金決済の利用による「三越伊勢丹アプリ」会員へのエムアイポイント付与を開始いたしました。

また、つながる個客の利用額の向上に向け、「三越伊勢丹・カスタマープログラム」を全国の三越伊勢丹グループ百貨店に導入いたしました。今後は、「エムアイカード連携三越伊勢丹アプリ会員」へのポイントインセンティブ施策等、首都圏で先行している取り組み施策を全国の三越伊勢丹グループ百貨店に拡大いたします。

「連邦戦略」では、「連邦推進体制」の確立に向け、2021年度下期に準備組織を発足いたしました。ただちに、百貨店リモデル業務や販促業務のグループ内製化、グループコンテンツを外部企業に向けて販売する“グループ連邦外販”に着手し、2022年1月に開催された「SCビジネスフェア2022」では、グループリソースのカタログ化によるパッケージ提案を行いました。今後は、さらなる外部委託コストの削減、BtoB外販による収益の拡大に向けた取り組みを進めます。

CRMTM観点での「まちづくり開発」では、高感度上質拠点ネットワークにおける、憧れと共感の象徴となる両本店の将来の在り方の検討を開始いたしました。「新宿三丁目駅前西地区市街地再開発準備組合」への参画、

招集ご通知

株主総会書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

経営レベルでのプロジェクトに加え、若手従業員を中心とした社内横断グランドデザインプロジェクト活動を進めました。2022年度は、景観やデザインを含む、まちづくりのコンセプトフレームの策定に着手いたします。

「収支構造改革」では、「百貨店の科学」の視点で、経費や要員などをコントロールするための基準や規律の策定に取り組みました。経費については、売上減少に伴う変動費減少に加え、固定費削減により、損益分岐点売上高を引き下げてきました。要員については、グループ全体での業務オペレーションの見直しによる要員配置の最適化、従業員のマルチタスク化による業務の内製化を進めました。今後も、百貨店の再生に向け、収益性と生産性の最大化に向けた取り組みを進めます。

「サステナビリティ」の取り組みについては、2021年11月に発刊した「三越伊勢丹ホールディングスサステナビリティレポート2021」において、中長期の取り組み目標を掲げ、TCFD（気候関連財務情報開示タスクフォース）への賛同を表明いたしました。主な取り組みとして、伊勢丹新宿本店では、AIスマート空調による省エネ化へのトライアルを推進中のほか、伊勢丹浦和店では、2022年3月に100%実質再生可能エネルギー由来の電力への切り替えを行いました。また、三越伊勢丹では、彩りある豊かな未来へ向けて「想像力を働かせ、真摯に考えることからスタートする」という想いを込めた「think good」という合言葉のもと、百貨店の本業を通じたサステナビリティ活動をスタートいたしました。今後も、お客さま、お取組先、地域社会など、あらゆるステークホルダーの皆さまとともに、持続可能で豊かな未来を実現すべく、当社独自の取り組みの拡大を進めます。

上記の取り組みを進めた結果、当連結会計年度の連結決算につきましては、売上高は4,183億円余（前連結会計年度は8,160億円余）、営業利益は59億円余（前連結会計年度は営業損失209億円余）、経常利益は95億円余（前連結会計年度は経常損失171億円余）、親会社株主に帰属する当期純利益は123億円余（前連結会計年度は親会社株主に帰属する当期純損失410億円余）となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度より適用しており、収益の会計処理が異なることから、増減額を記載しておりません。また、会計基準の変更に伴い、売上高および営業損益への影響が出ております。

次ページ以降のセグメント別売上高においてご参考として記載した「総額売上高」につきましては、「収益認識に関する会計基準」等の適用前の数値です。

*1 CRM=カスタマー・リレーションシップ・マネジメント

*2 CRE=コーポレート・リアル・エステート



三越伊勢丹リモートショッピング
「チャット接客」画面イメージ



2021年11月発行
「三越伊勢丹ホールディングス
サステナビリティレポート」
<https://imhds.disclosure.site/ja/themes/192>



第2四半期までは新型コロナウイルス感染症拡大による緊急事態宣言、まん延防止等重点措置の適用に伴い、首都圏店舗を中心に部分的な休業や時短営業を余儀なくされる等、厳しい事業環境が続き、来店客数、売上ともに低迷いたしました。2021年9月末の緊急事態宣言解除後は、感染者数が低水準で推移し来店客数が回復、第3四半期の首都圏店舗においては、コロナ前水準の2019年度を上回る売上高となりました。2022年1月にはまん延防止等重点措置が再び適用され、月末にかけて連日過去最大の感染者数を更新して推移した影響を受け、回復基調にあった来店客数、売上高が再び減少いたしましたが、2月以降は増加に転じて推移いたしました。

国内百貨店では、首都圏店舗で先行導入している「三越伊勢丹アプリ」「三越伊勢丹リモートショッピングアプリ」を2022年2月から三越伊勢丹グループ百貨店でも導入・トライアルし、店舗間連携の構築およびつながる個客数の拡大と利用額の向上に向けた取り組みを進めました。

海外百貨店では、ゼロコロナ政策を続ける中国の各店で回復にバラつきがあったものの、経済活動の再開が順調に進んだシンガポール、米国が業績回復を牽引し、全体では営業黒字となりました。ローマ三越につきましては、新型コロナウイルス感染症による日本人観光客低迷の長期化が想定されるため、2021年7月に閉店いたしました。

オンラインでは、各事業での会員数、売上の拡大に努めたほか、三越伊勢丹オンラインについては収支構造改革を実行し、宣伝費や物流費の最適化、コンタクトセンターの内製化等に着手し、外部委託コストの削減に取り組みました。化粧品ECサイト「meeco (ミーコ)」では、高単価のスキンケアアイテムや限定品が好調で、会員数についてもミレニアル世代を中心に順調に拡大しております。ふるさと納税事業は、外商顧客を中心にエムアイカード会員へのアプローチ強化、バイヤー厳選による品揃えの強化により会員数や寄付金額が伸長いたしました。また、ギフトECサイトの「MOOD MARK by ISETAN (ムードマークバイイセタン)」は、気軽に贈り物ができるソーシャルギフトとして、上質かつ幅広いティストの品揃えが20-30代の女性を中心に支持され、会員数、売上高とともに大きく伸長いたしました。「仮想都市のコミュニケーションプラットフォーム」がコンセプトのVRを活用したスマートフォン向けアプリ「REV WORLDS (レヴワールズ)」では、出店ブランド数が約450、出品アイテム数は約1,250まで拡大し、百貨店店舗と連動した化粧品、クリスマスキャンペーン企画等の展開、外部企業との連携によるコンテンツの拡充にも取り組みました。

これらの取り組みの結果、百貨店業における営業損失は前期から改善いたしました。

募集通知

株主総会

事業報告

連結計算書類

計算書類



株式会社エムアイカードでは、百貨店カードおよび外部企業との提携カードの新規会員獲得や利用促進による取扱高の拡大に取り組みました。第2四半期までは、新型コロナウィルス感染症拡大の影響を受け計画を下回って推移いたしました。緊急事態宣言解除後の9月末以降は、低迷が続いていた交通・旅行・飲食領域を中心にカード利用が回復したことで取扱高は堅調に推移し、営業施策費の最適化、外部委託費等のコスト削減を進めました。

これらの取り組みの結果、クレジット・金融・友の会業の営業利益は前期を上回る結果となりました。

今後は、決済データを活用した販促アプローチや、百貨店カードのラインナップと付帯サービスの強化、「連邦戦略」による外部企業とのアライアンス推進による会員基盤の拡大に取り組みます。また、カード決済データを利活用したデータマーケティング等の新規ビジネス開発にも着手し、より一層の収益基盤の拡大を目指します。



不動産業では、保有物件における賃料収入が安定的に推移いたしました。

株式会社三越伊勢丹プロパティ・デザインでは、主要事業の建装・デザイン事業において、コロナ禍での工事延期等の影響を受け、2022年3月期の完工物件は減少いたしましたが、グループ内における店舗リモデル工事の請負や、売上原価の圧縮に努めた結果、営業黒字となりました。今後は、「連邦戦略」の一翼を担うグループ企業として収益基盤の拡大を目指します。



株式会社三越伊勢丹ビジネス・サポートでは、グループ内物流事業において、百貨店の売上回復に伴い商品等の荷受業務・館内搬送業務が増加いたしました。グループ外物流事業については、既存クライアントからのスポット業務が増加したほか、製造原価の見直し、新規クライアントの獲得に向けた積極的な営業活動を展開した結果、增收増益となりました。

株式会社三越伊勢丹ニッコウトラベルでは、新型コロナウイルス感染症拡大により厳しい事業環境が続きました。国内旅行については、百貨店外商顧客を中心に個人手配旅行が堅調な一方で、海外旅行については、オミクロン株の感染拡大やウクライナ情勢の緊迫化によるツアー催行中止等の影響を受け、依然厳しい事業環境が続いております。

「連邦戦略」によるグループ連携強化、「収支構造改革」によるコスト最適化等により、食品卸売事業の株式会社センチュリートレーディングカンパニーは営業黒字に転換し、株式会社三越伊勢丹ギフト・ソリューションズは、減収ながらも増益となりました。

(2) 設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資額の総額は277億円余となりました。その主なものは、株式会社三越伊勢丹における設備投資で190億円余です。

(3) 資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、特記すべき事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割等の状況

当社は、2021年7月1日付で、子会社である株式会社ソシエ・ワールドを通してエステティック事業等を展開していた当社連結子会社のSWPホールディングス株式会社および株式会社ソシエ・ワールドの全株式（発行済株式の100%）を、TBCグループ株式会社に譲渡いたしました。

この株式譲渡により、SWPホールディングス株式会社、株式会社ソシエ・ワールドおよび台湾施舒雅美容世界股份有限公司は当社グループの連結子会社ではなくなりました。

(5) 対処すべき課題

所得と消費の二極化、デジタル化の加速、環境意識の高まりなど社会の変化に加え、新型コロナウイルス感染症の長期化やウクライナ情勢の緊迫化などにより、社会・経済活動の不透明な状況が続いております。また、当社では、事業活動に支障をきたす事象とそのおそれを含めて、自然災害やデータセンター運用、海外事業展開等をグループ経営への影響度が大きいリスクとしてとらえております。

今後も続く不確実で厳しい事業環境において、新たなビジネスモデルの確立が必須であるとの認識のもと、2021年11月、新たな中期経営計画（2022年度～2024年度）を策定いたしました。

長期に目指す姿「お客さまの暮らしを豊かにする、“特別な”百貨店を中心とした小売グループ」の実現に向けて、百貨店事業を早期に再生し、2025年3月期には、経営統合後の最高益を達成するため、“高感度上質消費の拡大・席巻、最高の顧客体験の提供”を基本戦略に据え、重点戦略の推進と基盤の整備を着実に実行してまいります。

■重点戦略

①高感度上質戦略

両本店を憧れと共感の象徴へと進化させるべく、伊勢丹新宿本店はファッショニ、三越日本橋本店は伝統・文化・暮らしに注力した商品やサービスの展開に向け、店づくりの計画に着手いたします。

また、外商セールスと外商バイヤーとの連携に加え、デジタルを活用した提案力向上により、個客のニーズに幅広くお応えする組織営業体制へと進化させてまいります。

三越伊勢丹グループ百貨店の店舗間連携により、全国の高感度上質消費を拡充いたします。

②個客とつながるCRM戦略

エムアイカード以外のクレジットカードや現金決済のアプリ会員獲得を強化し、つながる個客の数を拡大するとともに、利用額の拡大に向け、エムアイカード会員へのポイントインセンティブ施策等を、首都圏から全国の三越伊勢丹グループ百貨店に展開拡大いたします。

③連邦戦略

「建装事業」「住環境事業」「PM¹/CM²/デザイン事業」を柱とする株式会社三越伊勢丹プロパティ・デザイン、「広告出稿」「イベント出店支援」を柱とする株式会社スタジオアルタなど、三越伊勢丹グループ各社による外部企業へのサービス提供を本格化いたします。

■グループ基盤

①デジタル改革

化粧品「meeco（ミーコ）」や定期食品宅配「ISETAN DOOR（イセタンドア）」を中心としたオンラインの売上の拡大と収支基盤の安定化に取り組んでまいります。接客や営業支援等のデジタル化を通じて、顧客データなどの蓄積と利活用とリアル店舗の融合による、新たな体験を提供してまいります。

②CRE・事業モデル改革

経営レベルでのプロジェクトに加え、社内横断グランドデザインプロジェクトの発足により、将来の両本店の在り方の検討をスタートし、高感度上質拠点ネットワークにおける憧れと共感の象徴となるまちづくりを推進いたします。

③収支構造改革

「百貨店の科学」を進化させ、収益性と生産性の最大化を図ります。経費コントロールによる販管費の削減と、マルチタスク化や内製化等による要員のコントロールで事業収支構造を継続的に見直し、再設計いたします。



■経営基盤

①システム・データ基盤

三越伊勢丹アプリや三越伊勢丹リモートショッピングアプリ、3D計測ツールなどを営業活動において活用することで商品提案力を強化いたします。

②人財基盤

従業員全員の「個に寄り添うCDP³」の推進と経営人財、各領域における専門性の高い人財の育成による人財力の最大化に加え、従業員満足度調査の継続実施によるエンゲージメントの強化により、タテ割り意識なく、協働しながら貢献することにやりがいと誇りを持てる風土を醸成いたします。

今後も不安定な事業環境・経営環境が予想されますが、百貨店事業を通じて培った、「のれん」の価値とお客様を、三越伊勢丹グループの強みとして再認識し、長期に目指す姿の実現に向け着実に進んでまいります。

また、当社は企業活動を通じて社会課題解決に貢献し、豊かな未来と持続可能な社会の実現を支えるべく、サステナビリティへの取り組みを進めています。「人・地域をつなぐ」「持続可能な社会・時代をつなぐ」「従業員満足度の向上」の3つをマテリアリティ（重要課題）として定め、個別の取り組みに加え、当社としてサステナビリティにどのように向き合い、社会に何を提供し、貢献していくかを明確化し、社外・社内に発信してまいります。

株主の皆さんにおかれましては、一層のご支援とご鞭撻を賜りますよう、何卒よろしくお願ひ申しあげます。

*1 PM=プロジェクト・マネジメント

*2 CM=コンストラクション・マネジメント

*3 CDP=キャリア・ディベロップメント・プログラム

セグメント情報

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他 (注記) 1	合計	調整額 (注記) 2	連結計算書類 計上額 (注記) 3
	百貨店業	クレジット・ 金融・ 友の会業	不動産業	計				
売上高								
外部顧客への売上高	372,065	17,629	16,199	405,895	12,442	418,338	–	418,338
セグメント間の内部売上高 又は振替高	1,867	12,868	1,873	16,608	37,128	53,737	△53,737	–
計	373,932	30,498	18,072	422,504	49,571	472,075	△53,737	418,338
セグメント利益又は損失 (△)	△6,339	6,070	5,579	5,310	462	5,772	167	5,940
セグメント資産	987,675	193,594	116,854	1,298,123	30,285	1,328,408	△159,834	1,168,574
その他の項目								
減価償却費	18,626	1,404	528	20,559	4,455	25,014	△160	24,854
減損損失 (注記) 4	2,328	–	–	2,328	243	2,571	–	2,571
持分法適用会社への投資額	93,906	–	–	93,906	–	93,906	–	93,906
有形固定資産及び 無形固定資産の増加額	19,956	3,027	175	23,159	4,690	27,849	△81	27,767

(注記) 1. 「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、製造・輸出入等・卸売業、物流業、人材サービス業、情報処理サービス業、旅行業、美容業等を含んでおります。

2. 調整額は以下のとおりであります。

(1)セグメント利益又は損失の調整額167百万円は、セグメント間取引消去、未実現利益等であります。

(2)セグメント資産の調整額△159,834百万円は、セグメント間債権債務消去等であります。

(3)減価償却費の調整額△160百万円は、セグメント間未実現利益であります。

(4)有形固定資産及び無形固定資産の増加額の調整額△81百万円は、セグメント間取引消去及びセグメント間未実現利益等であります。

3. セグメント利益又は損失は、連結損益計算書の営業利益と調整を行っております。

4. 連結損益計算書においては、上記減損損失のうち、1,049百万円は「店舗閉鎖損失」に含まれております。

5. 当連結会計年度の期首から収益認識に関する会計基準等を適用し、収益認識に関する会計処理方法を変更したため、事業セグメントの利益又は損失の算定方法を同様に変更しております。

当該変更により、従来の方法に比べて、当連結会計年度の「百貨店業」の売上高は487,787百万円減少、セグメント損失は33百万円減少し、「クレジット・金融・友の会業」の売上高は2,449百万円減少、セグメント利益は80百万円増加し、「不動産業」に与える影響は軽微であります。なお、「その他」は売上高が3,539百万円減少し、セグメント利益に与える影響は軽微であります。



■国内百貨店業の売上高

会社別・店別	金額（百万円）	構成比（%）	前年比（%）
(株)三越伊勢丹	三越日本橋本店	114,486	23.5
	三越銀座店	56,560	11.6
	伊勢丹新宿本店	253,621	52.1
	伊勢丹立川店	27,428	5.6
	伊勢丹浦和店	35,020	7.2
	合計	487,118	100.0
(株)札幌丸井三越	46,546	—	106.9
(株)函館丸井今井	5,820	—	97.7
(株)仙台三越	25,542	—	105.0
(株)新潟三越伊勢丹	34,405	—	109.3
(株)静岡伊勢丹	15,434	—	106.8
(株)名古屋三越	55,571	—	106.6
(株)広島三越	11,121	—	95.6
(株)高松三越	20,530	—	112.4
(株)松山三越	5,009	—	82.8
(株)岩田屋三越	95,993	—	113.7
(株)ジェイアール西日本伊勢丹	49,263	—	113.1

(注記) 1. 会社別・店別売上高の金額は、「収益認識に関する会計基準」等を適用する前の総額売上高で記載しております。

2. (株)ジェイアール西日本伊勢丹は当社の持分法適用関連会社であります。

■(株)三越伊勢丹の商品別売上高

商品別	金額（百万円）	構成比（%）	前年比（%）
衣料品	151,205	31.0	118.5
身のまわり品	62,818	12.9	125.2
雑貨	118,832	24.4	129.0
家庭用品	16,529	3.4	109.9
食料品	116,433	23.9	111.0
その他	21,299	4.4	112.9
合計	487,118	100.0	119.2

(注記) 商品別売上高の金額は、「収益認識に関する会計基準」等を適用する前の総額売上高で記載しております。

招集
通知

參株主
總會
類會

事業
報告

連結計算書類

計算書類

(6) 財産および損益の状況の推移

①当社および子会社からなる企業集団の財産および損益の状況の推移

項目	期	第11期 【2018年度】	第12期 【2019年度】	第13期 【2020年度】	第14期 【2021年度】
		2018年4月～2019年3月	2019年4月～2020年3月	2020年4月～2021年3月	2021年4月～2022年3月 <当連結会計年度>
売上高	(百万円)	1,196,803	1,119,191	816,009	418,338
営業利益又は 営業損失 (△)	(百万円)	29,229	15,679	△20,976	5,940
経常利益又は 経常損失 (△)	(百万円)	31,995	19,771	△17,171	9,520
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△)	(百万円)	13,480	△11,187	△41,078	12,338
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失 (△)	(円)	34.58	△28.90	△107.96	32.36
総資産	(百万円)	1,247,427	1,223,800	1,198,303	1,168,574
純資産	(百万円)	585,715	550,161	508,275	517,660
1株当たり純資産	(円)	1,475.74	1,426.61	1,317.23	1,341.41
自己資本比率	(%)	46.14	44.32	41.89	43.80

- (注記) 1. 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失 (△) は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。
 2. 第12期より、国際財務報告基準に準拠した財務諸表を連結している在外連結子会社等について国際財務報告基第16号「リース」を適用しております。
 3. 第14期より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を適用しております。なお、収益認識会計基準第89-2項に定める経過的な取扱いに従って、第13期以前については新たな表示方法による組替えを行っておりません。



②当社単体の財産および損益の状況の推移

項目	期 2018年4月～2019年3月	第11期 【2018年度】	第12期 【2019年度】	第13期 【2020年度】	第14期 【2021年度】
		2019年4月～2020年3月	2020年4月～2021年3月	2021年4月～2022年3月 <当事業年度>	
営業収益 (百万円)	14,542	18,624	23,728	22,680	
営業利益 (百万円)	5,195	10,846	15,069	14,672	
経常利益 (百万円)	4,559	8,894	12,388	11,385	
当期純利益又は 当期純損失（△） (百万円)	△8,697	5,723	4,191	10,400	
1株当たり当期純利益又は 1株当たり当期純損失（△） (円)	△22.31	14.78	11.02	27.27	
総資産 (百万円)	718,654	742,872	777,598	743,130	
純資産 (百万円)	452,583	443,836	444,913	451,308	
1株当たり純資産 (円)	1,155.16	1,162.61	1,163.78	1,179.95	
自己資本比率 (%)	62.69	59.50	57.03	60.58	

(注記) 1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失（△）は、期中平均発行済株式総数（自己株式を控除した株式数）により算出しております。

招集通知

株主総会

事業報告

連結計算書類

計算書類

(7) 重要な子会社等の状況 (2022年3月31日現在)

①子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率(%)	本店所在地	事業内容
(株)三越伊勢丹	10,000百万円	100.0	東京都新宿区	百貨店業 不動産業
(株)札幌丸井三越	100百万円	100.0	北海道札幌市中央区	百貨店業
(株)函館丸井今井	50百万円	100.0	北海道函館市	百貨店業
(株)仙台三越	50百万円	100.0	宮城県仙台市青葉区	百貨店業
(株)新潟三越伊勢丹	100百万円	100.0	新潟県新潟市中央区	百貨店業
(株)静岡伊勢丹	100百万円	100.0	静岡県静岡市葵区	百貨店業
(株)名古屋三越	50百万円	100.0	愛知県名古屋市中区	百貨店業
(株)広島三越	50百万円	100.0	広島県広島市中区	百貨店業
(株)高松三越	50百万円	100.0	香川県高松市	百貨店業
(株)松山三越	50百万円	100.0	愛媛県松山市	百貨店業
(株)岩田屋三越	100百万円	100.0	福岡県福岡市中央区	百貨店業
伊勢丹(中国)投資有限公司	60,371千米ドル	100.0	中国 上海市	百貨店業
上海梅龍鎮伊勢丹百貨有限公司	5,000千米ドル	80.0	中国 上海市	百貨店業
天津伊勢丹有限公司	2,100千米ドル	100.0	中国 天津市	百貨店業
天津濱海新区伊勢丹百貨有限公司	12,000千米ドル	100.0	中国 天津市	百貨店業
成都伊勢丹百貨有限公司	18,019千米ドル	100.0	中国 四川省成都市	百貨店業
イセタン(シンガポール)Ltd.	91,710千シンガポールドル	52.7	シンガポール	百貨店業
イセタンオブジャパンSdn. Bhd.	20,000千マレーシアリンギ	100.0	マレーシア クアラルンプール市	百貨店業
米国三越 INC.	25,000千米ドル	100.0	アメリカ フロリダ州	百貨店業
(株)エムアイカード	1,100百万円	100.0	東京都中央区	クレジット・ 金融業

(注記) 1. 当社の出資比率は、(株)三越伊勢丹、(株)札幌丸井三越、(株)函館丸井今井、(株)仙台三越、(株)新潟三越伊勢丹、(株)静岡伊勢丹、(株)名古屋三越、(株)広島三越、(株)高松三越、(株)松山三越、(株)岩田屋三越および(株)エムアイカードは直接、その他は間接保有であります。

2. イタリア三越S.r.l.は、2021年7月をもって営業を終了し、清算手続きを進めています。

②持分法適用関連会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率(%)	本店所在地	事業内容
(株)ジェイアール西日本伊勢丹	100百万円	40.0	京都府京都市下京区	百貨店業
(株)三越伊勢丹アイムファシリティーズ	50百万円	33.4	東京都中央区	不動産業
(株)エムアイフードスタイル	100百万円	34.0	東京都新宿区	小売業
新光三越百貨股份有限公司	12,459百万台湾ドル	43.4	台湾 台北市	百貨店業
仁恒伊勢丹商業有限公司	400百万元	49.0	中国 天津市	百貨店業

(注記) 1. 当社の出資比率は、(株)ジェイアール西日本伊勢丹は直接、(株)三越伊勢丹アイムファシリティーズおよび(株)エムアイフードスタイルおよび仁恒伊勢丹商業有限公司は間接、新光三越百貨股份有限公司は直接および間接保有であります。

2. (株)エムアイフードスタイルは、株式の再取得により子会社化する予定です。なお、上記の出資比率は2022年3月31日現在のものであります。



③特定完全子会社の状況

名称	住所	帳簿価額の合計額	当社の総資産額
(株)三越伊勢丹	東京都新宿区新宿三丁目14番1号	431,763百万円	743,130百万円

(8) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

当企業集団は、百貨店業、クレジット・金融・友の会業、不動産業およびその他の4事業を行っております。

(9) 主要な営業所および事業所 (2022年3月31日現在)

①百貨店業<国内>

名称	所在地
(株)三越伊勢丹	三越日本橋本店 東京都中央区日本橋室町一丁目4番1号
	三越銀座店 東京都中央区銀座四丁目6番16号
	伊勢丹新宿本店 東京都新宿区新宿三丁目14番1号
	伊勢丹立川店 東京都立川市曙町二丁目5番1号
	伊勢丹浦和店 埼玉県さいたま市浦和区高砂一丁目15番1号
(株)札幌丸井三越	丸井今井札幌本店 北海道札幌市中央区南一条西二丁目11番地
	札幌三越店 北海道札幌市中央区南一条西三丁目8番地
(株)函館丸井今井	北海道函館市本町32番15号
(株)仙台三越	宮城県仙台市青葉区一番町四丁目8番15号
(株)新潟三越伊勢丹	新潟県新潟市中央区八千代一丁目6番1号
(株)静岡伊勢丹	静岡県静岡市葵区吳服町一丁目7番地
(株)名古屋三越	栄店 愛知県名古屋市中区栄三丁目5番1号
	星ヶ丘店 愛知県名古屋市千種区星が丘元町14番14号
(株)広島三越	広島県広島市中区胡町5番1号
(株)高松三越	香川県高松市内町7番1号
(株)松山三越	愛媛県松山市一番町三丁目1番地1
(株)岩田屋三越	岩田屋本店 福岡県福岡市中央区天神二丁目5番35号
	岩田屋久留米店 福岡県久留米市天神町一丁目1番地
	福岡三越店 福岡県福岡市中央区天神二丁目1番1号
(株)ジェイアール西日本伊勢丹	ジェイアール京都伊勢丹 京都府京都市下京区烏丸通塩小路下ル東塩小路町901番地

募集通知

参考書類会

事業報告

連結計算書類

計算書類

<海外>

名 称	所在地
上海梅龍鎮伊勢丹百貨有限公司	中国 上海市
天津伊勢丹有限公司	中国 天津市
成都伊勢丹百貨有限公司	中国 四川省成都市
天津濱海新区伊勢丹百貨有限公司	中国 天津市
イセタン (シンガポール) Ltd.	シンガポール
イセタンオブジャパン Sdn. Bhd.	マレーシア クアラルンプール市
米国三越 INC.	アメリカ フロリダ州
新光三越百貨股份有限公司	台湾 台北市
仁恒伊勢丹商業有限公司	中国 天津市

②クレジット・金融・友の会業

名 称	所在地
(株)エムアイカード	東京都中央区晴海一丁目8番12号
(株)エムアイ友の会	東京都中央区晴海一丁目8番12号

③不動産業

名 称	所在地
(株)三越伊勢丹	東京都新宿区新宿三丁目14番1号
(株)三越伊勢丹プロパティ・デザイン	東京都新宿区西新宿三丁目2番5号

(10) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

当社および子会社からなる企業集団の従業員の状況

	従業員数 (名)	前期末比較増減
百貨店業	7,858	242名減
クレジット・金融・友の会業	598	31名減
不動産業	265	53名減
その他	970	1,571名減
合計	9,691	1,897名減

(注記) 1. 臨時雇用者、アルバイトは含んでおりません。

2. その他の減少は、当連結会計年度において、株式譲渡により当社の連結子会社であったSWPホールディングス(株)、(株)ソシエ・ワールド及び台湾施舒雅美容世界股份有限公司を連結の範囲から除外したこと等によるものであります。



(11) 主要な借入先および借入額 (2022年3月31日現在)

当社および子会社からなる企業集団の主要な借入先

借入先名	借入額 (百万円)
株式会社三菱UFJ銀行	16,000
株式会社三井住友銀行	16,000
日本政策投資銀行	11,000
三井住友信託銀行株式会社	7,500
シンジケートローン	35,000

募集
通知

株主
総会
参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

2 会社の株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

(1) 発行可能株式総数 1,500,000,000株

(2) 発行済株式の総数

当事業年度末 396,736,654株 (前期末比較増 277,600株)

(注記) うち自己株式数は、15,199,783株であります。

(3) 株主数

当事業年度末 291,061名 (前期末比較増 9,759名)

(4) 大株主

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	68,034,200	17.83
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	24,675,500	6.47
公益財団法人三越厚生事業団	13,067,832	3.43
三越伊勢丹グループ取引先持株会	8,521,078	2.23
清水建設株式会社	6,200,000	1.63
明治安田生命保険相互会社	5,697,279	1.49
三越伊勢丹グループ従業員持株会	4,756,986	1.25
株式会社三井UFJ銀行	4,541,595	1.19
JP Morgan Chase Bank 385781	4,533,416	1.19
三井住友海上火災保険株式会社	3,975,805	1.04

(注記) 持株比率は自己株式 (15,199,783株) を控除して計算しております。

(5) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に交付された株式の状況

取締役、その他役員に交付した株式の区分別合計

	株式数 (株)	交付対象者数 (名)
取締役 (社外取締役を除き、執行役を含む)	34,000	3
取締役 (社外取締役)	7,800	6
取締役ではない執行役	15,800	2

(注記) 上記株式は、当社の株式報酬制度（制度の概要是P.45のとおり）に基づき交付されたものです。

(6) その他株式に関する重要な事項

該当事項はありません。

招集
ご通知株主
総会
参考書類会

事業報告

連結計算書類

計算書類

3 会社役員に関する事項 (2022年3月31日現在)

(1) 取締役および執行役の氏名等

①取締役

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
取締役 (会長)	赤 松 憲	監査委員会委員長	新光三越百貨股份有限公司董事
取締役 (代表執行役社長)	細 谷 敏 幸	指名委員会委員	(株)三越伊勢丹代表取締役社長執行役員 新光三越百貨股份有限公司董事
取締役 (代表執行役副社長)	竹 内 徹		(株)三越伊勢丹副社長執行役員 (株)札幌丸井三越取締役
取締役(社外)	久保山 路 子	取締役会議長	(株)三井住友銀行社外取締役 (株)Kids Smile Holdings 社外取締役 (株)Kids Smile Project 社外取締役 明治ホールディングス(株)社外取締役
取締役(社外)	飯 島 彰 己	指名委員会委員長 報酬委員会委員	三井物産(株)顧問 (株)リコー社外取締役 ソフトバンクグループ(株)社外取締役 日本銀行参与 武田薬品工業(株)社外取締役
取締役(社外)	土 井 美和子	報酬委員会委員長 指名委員会委員	国立研究開発法人情報通信研究機構監事(非常勤) 奈良先端科学技術大学院大学理事(非常勤) 東北大学理事(非常勤) (株)SUBARU 社外取締役 日本特殊陶業(株)社外取締役
取締役(社外)	小山田 隆	指名委員会委員 監査委員会委員	(株)三菱UFJ銀行特別顧問 三菱総研DCS(株)社外取締役 三菱電機(株)社外取締役 協和キリン(株)社外取締役 公益財団法人日本国際問題研究所副会長
取締役(社外)	古 川 英 俊	指名委員会委員 監査委員会委員	(株)SMBC信託銀行特別顧問 一般財団法人神戸シティ・プロパティ・リサーチ理事長 東亞合成(株)社外取締役
取締役(社外)	橋 本 副 孝	報酬委員会委員 監査委員会委員	東京八丁堀法律事務所代表パートナー弁護士・所長 損害保険ジャパン(株)社外監査役 コクヨ(株)社外監査役

②執行役

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表執行役社長	細 谷 敏 幸	C E O	(株)三越伊勢丹代表取締役社長執行役員 新光三越百貨股份有限公司董事
代表執行役副社長	竹 内 徹	C M O	(株)三越伊勢丹副社長執行役員 (株)札幌丸井三越取締役
執行役常務	西 山 茂	C F O兼C R O兼 C A O	(株)エムアイカード取締役
執行役常務	牧 野 欣 功	C S D O兼 C H R O	(株)ジェイアール西日本伊勢丹取締役 新光三越百貨股份有限公司董事

(注記)

- 取締役のうち、細谷敏幸、竹内徹の両氏は、執行役を兼務しております。
 - 当社は、社外取締役である久保山路子、飯島彰己、土井美和子、小山田隆、古川英俊、橋本副孝の6氏を東京証券取引所および福岡証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し両取引所に届け出ております。
 - 社外取締役の久保山路子氏の戸籍上の氏名は、岩崎路子であります。
 - 監査委員会委員の小山田隆氏は、金融機関における長年の経験および経営者としての経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有する者であります。
 - 監査委員会委員の古川英俊氏は、金融機関における長年の経験および経営者としての経験を有し、財務および会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 - 非業務執行取締役の赤松憲氏は、常勤の監査委員会委員であります。当社は、監査の実効性を高めるために、常勤の監査委員会委員を選定することとしております。
 - 当社は、2022年4月1日付で、下記のとおり執行役の選任を行っております。

代表執行役社長 細谷 敏幸 (CEO)

代表執行役副社長 竹内 徹(CMO) ※CMO:チーフ・マーチャンダイジング・オフィサー

執行役常務 牧野 欣功 (CSDO兼CFO兼財務統括部長)

※CSDO:チーフ・ストラテジー&デジタル・オフィサー

執行役常務 田口 裕基 (CAO兼CRO兼CHRO)

※CAO：チーフ・アドミニストレイティブ・オフィサー

※CBO：チーフ・リスク・オフィサー

※CHPO：チーフ・ヒューマン・リソース・オフィcer

取締役を兼務していた執行役のうち、竹内徹氏は、同日付で㈱三越伊勢丹ホールディングス取締役代表執行役副社長CMO兼㈱三越伊勢丹副社長執行役員MD統括部長兼㈱札幌丸井三越取締役から、㈱三越伊勢丹ホールディングス取締役代表執行役副社長CMO兼㈱三越伊勢丹副社長執行役員常勤本部長に地位、担当および重要な兼職が変更になっております。

(2) 当事業年度中の取締役の異動

当社は、当事業年度中の2021年6月25日開催の定時株主総会の終結の時をもって取締役の異動がありました。

①新任 <2021年6月25日付>

取締役（代表執行役社長） 細谷 敏幸

②退任 <2021年6月25日付>

取締役 杉江 俊彦

取締役 伊倉 秀彦

取締役（執行役常務） 西山 茂

取締役 白井 俊徳

取締役（社外） 平田 竹男



(3) 責任限定契約の内容の概要

当社は、非業務執行取締役の赤松憲氏、および社外取締役の久保山路子、飯島彰己、土井美和子、小山田隆、古川英俊、橋本副孝の6氏と、当社定款の定めにより責任限定契約を締結しており、その内容は7氏が当社に損害賠償責任を負う場合の限度額を、法令が規定する額とするものであります。

(4) 役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しております。当該保険契約の被保険者は(株)三越伊勢丹ホールディングス、(株)三越伊勢丹の取締役、執行役、監査役および執行役員であり、当該保険契約により、被保険者が負担することになる株主代表訴訟、会社訴訟および第三者訴訟において発生する争訟費用および損害賠償金を填補することとしております。なお、すべての被保険者の保険料を当社が負担しております。また、被保険者の職務の適正性が損なわれないようにするための措置として、被保険者による悪意または重大な過失がある場合の賠償金等については、填補の対象外としています。

(5) 取締役および執行役の報酬等の額

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)			対象となる 役員の員数 (人)
		(固定報酬) 基本報酬	(業績連動報酬 等) 賞与	(非金銭報酬等) 株式報酬	
取締役	156	146	0	10	14
(うち社外取締役)	(89)	(83)	(0)	(6)	(7)
執行役	217	151	31	35	4

(注記)

- 上記の取締役の報酬等には2021年6月25日開催の第13回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役5名への支給額を含めています。
- 取締役を兼務する執行役については、取締役としての支給分と執行役としての支給分とに分けて記載しており、員数については取締役と執行役の員数に重複して記載しております。
- 執行役への賞与は、P.44に記載のとおり、業績に連動する算定方法を導入しており、その評価指標には従来より当社における全社目標として定着している営業利益額を使用しております。上記賞与額は、2021年4月から2022年3月を対象期間とし、2022年7月に支給する予定の未払賞与額を記載しております。
- 当社はP.43に記載の方針に基づき、譲渡制限付株式報酬制度を導入しております(P.45の通り)。非金銭報酬等には、この譲渡制限付株式に係る費用のうち、2022年3月期中に費用計上した額を記載しております。また、当事業年度中に職務執行の対価として交付された株式の状況につきましては、P.39に記載しております。

(6) 取締役および執行役（以下、「執行役等」）の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

①役員報酬に関する基本原則

当社は2020年11月11日開催の報酬委員会にて、執行役等の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針として「役員報酬に関する基本原則」を定めており、その内容の概要は以下のとおりです。

1. 株主と役員の利害一致の促進
2. 業績や株主価値の向上に向けたインセンティブ効果の拡大
3. （目標達成時における）産業界全般における比較において遜色のない水準の提供
4. 評価方法や報酬決定方法の客觀性、透明性の確保

上記「役員報酬に関する基本原則」に基づき、社外取締役のみで構成される法定の報酬委員会において、報酬に関する方針の決定や個別報酬額を審議し、決定しております。同委員会においては、役員報酬制度が当社の持続的な成長に向けた健全なインセンティブとしてより一層機能するよう検討を継続しております。

②報酬構成

固定報酬である「基本報酬」、単年度業績に連動する「賞与」、中長期インセンティブとしての「株式報酬」の3つの要素で構成しており、執行役等の年間報酬額に占める各構成要素の比率（賞与目標達成時）は以下の通りとなります。

	基本報酬	賞与	株式報酬
取締役（執行役兼務者除く）	12ヶ月（92%強）	なし	1ヶ月（8%弱）
執行役（取締役兼務者含む）	12ヶ月（60%）	5ヶ月（25%）	3ヶ月（15%）

執行役等への個別報酬額については、「役員報酬ガイドライン」の規定に基づき、毎期、報酬委員会において審議の上、決定しております。

③報酬の内容

1) 固定報酬（基本報酬）

執行役等の基本報酬は、報酬委員会にて審議された報酬テーブルに基づき、毎月定額で支払われます。基本報酬は、毎期、外部のコンサルティング会社の職務分析・評価の手法により作成された個人別報酬額案の妥当性を報酬委員会にて審議の上、決定しております。



2) 業績連動報酬等（賞与）

当事業年度につきましては、新型コロナウイルス感染拡大による業績への影響が不透明な中、全社黒字化必達に向けた目標達成意欲の醸成と、業績低迷時の経営責任を明確にすべく、各役員の評価結果に、担当する部門に関係なく連結営業利益の水準によって決定する「全社業績支給率」を乗ずる形に変更いたしました（報酬委員会での審議の結果、連結営業利益目標達成時で支給率0.4）。この変更により、従来の賞与額算出式よりもシンプルかつダイレクトに全社業績が経営責任として反映される仕組みとなりました。なお、執行役を兼務しない取締役へは賞与支給はありません。

[1] 賞与支給額算出式

代表執行役社長	基準賞与額（5ヶ月）	×	全社業績支給率
その他の執行役	基準賞与額（5ヶ月）	×	個人評価（7段階）

[2] 全社業績目標

	第11期 (2019年3月期)	第12期 (2020年3月期)	第13期 (2021年3月期)	第14期 (2022年3月期)
連結営業利益目標額	290億円	300億円	—	30億円
連結営業利益実績額	292億円	156億円	▲209億円	59億円

[3] 個人評価

執行役の個人評価は、代表執行役社長CEOとの間で期初に面談し設定した目標の実現度を、期末において評価者である代表執行役社長CEOが7段階（0～200%）で評価し、報酬委員会に諮り、決定しております。

3) 非金銭報酬等（株式報酬）

取締役、執行役をはじめとする当社グループ役員に対し、株主価値の向上に対する意識を高めることを目的として、2020年度より一定期間の譲渡制限を付した当社普通株式を付与し、株主と役員の利害一致を図る譲渡制限付株式報酬制度を導入しております。なお、当事業年度より、株価連動型の譲渡制限付株式報酬制度は適用しておりませんが、引き続き、健全なインセンティブとして機能する株式報酬制度を検討してまいります。

金銭報酬債権額	執行役・執行役員（取締役兼務者含む）：月額基本報酬3ヶ月分 非業務執行取締役：月額基本報酬1ヶ月分
割当株数の算出	個別金銭報酬債権÷基準株価※1（100株未満切り捨て）
譲渡制限期間	30年間※2

※1 基準株価：割当決議日の前取引日（当該日に株価が付かない場合はその前取引日）の東京証券取引所における当社株式の終値

※2 任期満了もしくは当社取締役会が正当と認める理由による譲渡制限期間中に退任の場合は譲渡制限を解除

④2022年3月期に係る執行役等の個人別報酬等の内容が①の方針に沿うものであると報酬委員会が判断した理由

報酬水準については上記の役員報酬に関する基本原則「3.（目標達成時における）産業界全般における比較において遜色のない水準の提供」を踏まえ、ベンチマーク対象を産業界全般（プライム市場上場企業）と設定、数多くの上場企業が参加する報酬サーベイに毎期参画し、年間報酬総額の水準が全社業績連動報酬の目標達成時に平均相当となるよう報酬委員会にて検証しております。

2021年3月期に中長期インセンティブを従来の株式報酬型ストックオプションから譲渡制限付株式報酬に変更いたしましたが、当事業年度も継続導入したことにより、報酬委員会では同原則「1. 株主と役員の利害一致の促進」「2. 業績や株主価値の向上に向けたインセンティブ効果の拡大」が維持・確保されているものと判断しております。

執行役等の個人別報酬等の内容については、報酬委員会が「役員報酬に関する基本原則」に基づき、具体的な基準を定めたうえで当該基準に従い決定しており、決定方針に沿うものであると判断しております。



(7) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先である法人等と当社の関係

重要な兼職先である法人等と当社の関係	
取締役 久保山路子	社外取締役の久保山路子氏の兼職先である(株)三井住友銀行は、当社発行株式の0.31%を有する株主であります。また、当社および当社グループの間に借入金等の取引関係がありますが、その借入額は当社の直近の事業年度における連結総資産の2%未満であります。また、(株)Kids Smile Holdings、その子会社である(株)Kids Smile Project、また、明治ホールディングス(株)と当社グループの間に特別な関係はありません。
取締役 飯島 彰己	社外取締役の飯島彰己氏の兼職先である三井物産(株)と当社子会社との間に商品等の販売に関する取引がありますが、当社の直近の事業年度における取引額は当社連結売上高の1%未満であります。また、(株)リコー、ソフトバンクグループ(株)、日本銀行、武田薬品工業(株)と当社グループの間に特別な関係はありません。
取締役 土井美和子	社外取締役の土井美和子氏の兼職先である国立研究開発法人情報通信研究機構、奈良先端科学技術大学院大学、東北大学、(株)SUBARU、日本特殊陶業(株)と当社グループの間に特別な関係はありません。
取締役 小山田 隆	社外取締役の小山田隆氏の兼職先である(株)三菱UFJ銀行は、当社発行株式の1.19%を有する株主であります。また、当社および当社グループとの間に借入金等の取引関係がありますが、その借入額は当社の直近の事業年度における連結総資産の3%未満であります。また、三菱総研DCS(株)、三菱電機(株)、協和キリン(株)、公益財団法人日本国際問題研究所と当社グループの間に特別な関係はありません。
取締役 古川 英俊	社外取締役の古川英俊氏の兼職先である(株)SMBC信託銀行、一般財団法人神戸シティ・プロパティ・リサーチ、東亞合成(株)との間に特別な関係はありません。
取締役 橋本 副孝	社外取締役の橋本副孝氏の兼職先である東京ハ丁堀法律事務所、コクヨ(株)と当社グループの間に特別な関係はありません。また、損害保険ジャパン(株)との間に取引関係がありますが、保険契約に関する一般的な内容であり、一般株主との利益相反になるような特別な関係はありません。

招集ご通知

株主総会
参考書類会

事業報告

連結計算書類

計算書類

②当事業年度における主な活動

区分	氏名	取締役会等への出席状況	発言状況および社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った業務の概要
取締役	久保山路子	取締役会 12回／12回	同氏は、マーケティング分野における豊富な知識と経験によって、当社の経営の監督に貢献いただくことが期待されており、取締役会では、当該視点に基づき、議案審議等について必要な発言を適宜行っております。 また、取締役会議長として、経営のモニタリング強化にリーダーシップを発揮しています。
取締役	飯島 彰己	取締役会 12回／12回 指名委員会 10回／10回 報酬委員会 8回／8回	同氏は、企業経営に関する豊富な経験と、ガバナンスに関する深い知見によって、当社の経営の監督に貢献いただくことが期待されており、取締役会では、当該視点に基づき、議案審議等について必要な発言を適宜行っております。 また、指名委員会では、社長CEOの後継者計画や執行役等の役員人事案等の審議、株主総会に提出する取締役の選任に関する議案の決定にあたり、委員長として客観性と透明性のある議事運営に努めています。 さらに報酬委員会では、取締役等の役員報酬制度の方針の決定、および当社役員の個別報酬額等の決定を行っています。
取締役	土井美和子	取締役会 12回／12回 指名委員会 10回／10回 報酬委員会 8回／8回	同氏は、デジタル・IT分野における豊富な知識・経験によって、当社の経営の監督に貢献いただくことが期待されており、取締役会では、当該視点に基づき、議案審議等について必要な発言を適宜行っております。 また、指名委員会では、社長CEOの後継者計画や執行役等の役員人事案等を審議し、株主総会に提出する取締役の選任に関する議案を決定しています。 さらに報酬委員会では、取締役等の役員報酬制度の方針の決定、および当社役員の個別報酬額等の決定にあたり、委員長として客観性と透明性のある議事運営に努めています。
取締役	小山田 隆	取締役会 12回／12回 指名委員会 10回／10回 監査委員会 17回／17回	同氏は、企業経営に関する豊富な経験と、財務・会計に関する知識、およびガバナンスに関する知見によって、当社の経営の監督に貢献いただくことが期待されており、取締役会では、当該視点に基づき、議案審議等について必要な発言を適宜行っております。 また、指名委員会では、社長CEOの後継者計画や執行役等の役員人事案等を審議し、株主総会に提出する取締役の選任に関する議案を決定しています。 さらに監査委員会では、監査委員会として注視が必要と判断した案件等について執行役から報告を受ける等、執行役および取締役の職務の執行の監査等を行っています。



招集通知

株主総会

事業報告

連結計算書類

計算書類

区分	氏名	取締役会等への出席状況	発言状況および社外取締役が果たすことが期待される役割に関して行った業務の概要
取締役	古川 英俊	取締役会 12回／12回 指名委員会 10回／10回 監査委員会 17回／17回	同氏は、企業経営に関する豊富な経験と、財務・会計に関する知識によって、当社の経営の監督に貢献いただくことが期待されており、取締役会では、当該視点に基づき、議案審議等について必要な発言を適宜行っております。 また、指名委員会では、社長CEOの後継者計画や執行役等の役員人事案等を審議し、株主総会に提出する取締役の選任に関する議案を決定しています。 さらに監査委員会では、監査委員会として注視が必要と判断した案件等について執行役から報告を受ける等、執行役および取締役の職務の執行の監査等を行っています。
取締役	橋本 副孝	取締役会 12回／12回 報酬委員会 7回／7回※ 監査委員会 17回／17回	同氏は、企業法務に代表される弁護士としての専門的見地と、監査に関する深い知見によって、当社の経営の監督に貢献いただくことが期待されており、取締役会では、当該視点に基づき、議案審議等について必要な発言を適宜行っております。 また、監査委員会では、監査委員会として注視が必要と判断した案件等について執行役から報告を受ける等、執行役および取締役の職務の執行の監査等を行っています。 さらに報酬委員会では、取締役等の役員報酬制度の方針の決定、および当社役員の個別報酬額等の決定を行っています。

(注記) ※橋本副孝氏は、2021年6月25日の第13回定時株主総会において取締役に再任された後、新たに報酬委員会委員に選定されたため、選定後の報酬委員会出席状況を記載しています。

なお、取締役会の実効性向上の一環として、「社外取締役ミーティング」や「非業務執行取締役ミーティング」および社外取締役と代表執行役社長CEOとの間での意見交換の機会を定期的に設けるなど、当社グループの経営課題への認識や目指すべき方向性等について幅広くディスカッションを行い、社外取締役の当社に関する理解促進や役員間でのコミュニケーション向上に役立てました。

4 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称

EY新日本有限責任監査法人

(2) 会計監査人の報酬等の額

①公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額	110百万円
②公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務に係る報酬等の額	－百万円
合計	110百万円
③当社および当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額	226百万円

- (注記) 1. 監査委員会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況および報酬見積りの算出根拠などが適切であるかどうかについて検討を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について、会社法第399条第1項および第4項の同意をいたしました。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法上の監査に対する報酬等の額と金融商品取引法上の監査に対する報酬等の額等を区分しておらず、かつ、実質的に区分できないことから、上記①の金額はこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の重要な子会社のうち、伊勢丹（中国）投資有限公司、上海梅龍鎮伊勢丹百貨有限公司、天津伊勢丹有限公司、天津濱海新区伊勢丹百貨有限公司、成都伊勢丹百貨有限公司、イセタン（シンガポール）Ltd.およびイセタンオブジャパン Sdn. Bhd.は当社の会計監査人以外の監査法人に計算関係書類の法定監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

監査委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その他必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項および第6項に定める項目に該当すると認められる場合は、監査委員全員の同意に基づき監査委員会が会計監査人を解任いたします。

5 剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、企業価値の長期的な向上を図りつつ株主の皆さまへの利益還元を行っております。

配当につきましては、経営環境、業績、財務の健全性を総合的に勘案しながら、安定的な配当水準を維持することを基本姿勢としておりますが、中長期的には利益成長にあわせた安定的な増配を目指してまいります。



6 コーポレート・ガバナンスに関する取り組み

«基本的な考え方»

当社グループは、お客さま・従業員・株主・お取組先・地域社会といったステークホルダーと良好な関係を構築するとともに、経営機構改革とあわせて、コーポレート・ガバナンス改革を推進しております。その一環として、一層のガバナンスの高度化を図ることを目的に、機関設計として指名委員会等設置会社を採用しております。

企業活動の透明性を確保し、コンプライアンス経営に徹し、当社グループに関わる全てのステークホルダーの皆さまに対し提供すべき様々な価値の創造に努め、皆さまからより一層信頼される企業グループを目指し、経営の意思決定の迅速化、経営監督機能の強化、内部統制システムの充実などに継続的に取り組んでおります。

«取締役会、法定3委員会、および執行体制等について»

(1) 取締役会の責務

当社は指名委員会等設置会社の機関設計により、「執行」と「監督」の役割を明確に分離し、取締役会の役割を「グループの大局的な方向付け」と「業務執行に対する監督・モニタリング」に特化することで、取締役会の監督機能強化を図っています。

経営のモニタリングに適した体制とするため、取締役会の構成は社外取締役を過半数とし、2021年4月より社外取締役を議長としています。

(2) 法定3委員会の役割

①指名委員会

株主総会に提出する取締役の選解任議案の決定、取締役会で決議する法定3委員会の委員案や執行役等の役員人事案の審議、社長CEOの後継者計画（サクセションプラン）および役員選解任基準等の審議を行っています。

②報酬委員会

企業価値向上に向けた役員のインセンティブの在り方等、役員報酬制度について課題と方向性を審議し、個別報酬額等の決定を行っています。

③監査委員会

取締役および執行役の職務執行の監査、内部統制システムの状況の監査、および会計監査人の選解任に関する株主総会提出議案の内容の決定等を行い、監査を通じて取締役会の監督機能を担っています。また、会計監査人、内部監査部門およびグループ各社の監査役と連携して、グループ全体の監査体制を構築します。

(3) 執行側の体制・機関

- 当社では、執行役を指名委員会の審議を経た上で取締役会にて選任しています。代表執行役および他の執行役は、取締役会により定められた職務の分掌および指揮命令関係に基づき委任を受けたチーフオフィサーの役割を担い、業務執行の決定と業務の執行を行います。
- 当社は、執行役全員により構成される意思決定機関である執行役会を設置し、当社の業務執行に係る重要事項の決裁、ならびに当社グループ全体に係る事業戦略および複数のグループ会社に関する横断的な案件等の審議または決定を行います。

招集
ご通知

参考書類
株主総会

事業報告

連結計算書類

計算書類

《役員の「指名」に関する方針》

当社の取締役候補者の指名を行うにあたっての方針、取締役選任基準等についての基本方針と構成はP.23に記載のとおりです。

《役員の「報酬」に関する方針》

当社の現在の役員報酬についての基本方針と構成はP.43～45に記載のとおりです。当社の持続的な成長に向けた健全なインセンティブとして役員報酬制度がより一層機能するよう、業績の連動方法や株式報酬の在り方等について、引き続き報酬委員会にて審議を継続してまいります。

《取締役会実効性評価》

当社では、取締役会の実効性に関する分析・評価を継続的に実施しており、当該分析・評価とともに、取締役会のさらなる実効性向上を討議し、アクションプランの策定・実行を通じて、改善を図っております。

当社は、P.50に記載の「取締役会の責務」を通じて、当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上を目指しております。取締役会の実効性を検討する際には、株主に対する受託者責任・説明責任を踏まえ、社外取締役が務める取締役会議長主導のもと実効性向上にむけたプロセスを設計しております。

(1)プロセス

2021年度抽出された課題に対する改善状況の中間評価について取締役会で討議した上で、全取締役に加えて執行役も対象とし、取締役会の構成や審議内容、サポートの運営面等の「アンケート」「インタビュー」を実施しました。

その後、分析・評価結果を取締役会に報告・確認し、課題認識および次年度方針について、社外取締役間、執行役間、取締役および執行役間で複数回討議し、次年度計画（運営方針、アクションプラン、年間議題スケジュール案）を策定しました。また、指名・報酬・監査委員会においても同様に振返りと課題討議を実施し、次年度計画を策定しております。

なお、前年度に引き続き、他社比較を含む客観的な視点による助言・提案を目的として第三者機関を活用し、アンケートやインタビューの分析・評価、次年度に向けたアクションプランを策定いたしました。

(2)分析・評価結果

評価結果では、以下のとおり取締役会および指名・報酬・監査委員会の実効性が確保されていることを確認いたしました。

①2021年11月に公表した中期経営計画については、経営と各部門が直接対話を重ね、各部門の計画をビルドインしていくプロセスに基づき、取締役会で十分に議論を重ねながら策定を進めました。中期経営計画が実行フェーズに入ったことを踏まえ、今後はモニタリングに焦点を当てた議論を、適時に実効性高く行うことが必要である旨の意見が出されました。

②多くの設問項目で「十分できている」または「概ねできている」との回答が一定割合以上を占め、項目ごとの平均評点では、全ての項目で前年度より改善しました。項目別では、「取締役会の議論」と「社外取締役に対するサポート」について、前年度から大幅な改善が見られ、年間の議題スケジュールの設定や現地視察（オンライン含む）の実施等、一定の評価と満足度が得られました。一方で、「取締役会等の運営」では、有効かつ効率的な時間配分等について、さらなる改善の余地があるとの結果になりました。



③各委員会においては、法定の委員会であることの役割を踏まえた十分な議論ができるており、指名委員会では、透明性・客觀性が評価できるとの意見が、報酬委員会では、戦略推進のための報酬制度の在り方の議論が進んだとの意見が出されました。また、監査委員会では、戦略推進に伴うリスクの検知と対応状況をモニタリング・監査することも必要との意見が出されました。

(3)次年度取り組み方針（アクションプラン）

認識した課題への対応に加え、2020年6月に指名委員会等設置会社へ移行した際の「目的」や「目指す姿」に照らして策定した取り組み方針（アクションプラン）は、以下の5項目です。

- ①グループの大局的な方向付け（重要テーマの適時適切な議題設定と議論）
- ②業務執行に対する監督・モニタリング（中期経営計画フォローアップ体制の構築、個別重要案件の対応と進捗管理、業務執行報告の充実）
- ③指名・報酬・監査委員会の実効性向上（委員会報告の充実、取締役会と各委員会の連携）
- ④執行役会のさらなる実効性向上（意思決定の精度向上）
- ⑤運営やサポートの継続的な改善（視察を含むエデュケーション機会の拡充、社外取締役サポートの充実、事務局運営の効率化）

«政策保有株式に関する方針»

(1)当社の政策保有株式の方針

当社グループは、グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資すると認められる場合を除き、原則として政策保有株式を取得・保有しないことを基本方針としております。既に保有する政策保有株式については、毎年取締役会において、保有目的、取引状況、配当収益など、定量面と定性面から総合的に継続保有の合理性を検証しておりますが、政策保有株式縮減に向けて、市場環境や保有銘柄の状況等を勘案しつつ段階的に売却を進めてまいります。

(2)政策保有株式に係る議決権の行使基準

政策保有株式の議決権の行使については、当該企業の持続的な企業価値の向上につながるか否か、また当社グループの持続的な成長と中長期的な企業価値の向上に資するものであるか否かなどを総合的に判断し、各議案について適切に議決権を行使してまいります。

(3)政策保有株主から売却の意向が示された場合の対応方針

当社の株式を政策保有株式として保有している会社（政策保有株主）から売却等の意向が示された場合、取引の縮減を示唆することなど、売却等を妨げる行為は行いません。

（注記）本事業報告に記載する金額、株式数等については、表示桁未満の端数がある場合、これを切り捨ててあります。また、比率については、表示桁未満の端数がある場合、これを四捨五入してあります。

招集
通知

株主
総会
参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

		(単位：百万円)	
科 目	金 額	科 目	金 額
資産の部		負債の部	
流動資産	1,168,574	支払手形及び買掛金	650,914
現金及び預金	247,757	1年内償還予定の社債	359,838
受取手形、売掛金及び契約資産	81,194	短期借入金	87,102
有価証券	120,924	コマーシャル・ペーパー	10,000
棚卸資産	768	未払法人税等	13,145
その他	25,405	契約負債	40,000
貸倒引当金	23,703	商品券	1,637
固定資産	△4,239	賞与引当金	99,067
有形固定資産	920,741	ポイント引当金	24,369
建物及び構築物	708,010	商品券回収損引当金	7,019
土地	155,908	その他	2,131
建設仮勘定	527,432	固定負債	16,064
使用権資産	6,975	社債	59,298
その他	1,725	長期借入金	291,075
無形固定資産	15,968	繰延税金負債	30,000
ソフトウェア	40,765	退職給付に係る負債	82,000
その他	17,343	関係会社事業損失引当金	126,921
投資その他の資産	23,422	持分法適用に伴う負債	32,827
投資有価証券	171,965	その他	18
長期貸付金	120,413	純資産の部	3,466
差入保証金	129	株主資本	15,843
退職給付に係る資産	40,615	資本金	517,660
繰延税金資産	3,553	資本剰余金	491,168
その他	3,475	利益剰余金	51,162
貸倒引当金	3,956	自己株式	323,812
繰延資産	△179	その他の包括利益累計額	134,558
社債発行費	75	その他有価証券評価差額金	△18,364
合計	1,168,574	繰延ヘッジ損益	20,627
		為替換算調整勘定	5,450
		退職給付に係る調整累計額	43
		新株予約権	15,501
		非支配株主持分	△367
		合計	1,115
			4,748
			1,168,574

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

連結キャッシュ・フロー計算書の要旨^{ご参考}

(2021年4月1日から2022年3月31日まで)



(単位：百万円)		(単位：百万円)	
科 目	金 額	科 目	金 額
売上高	418,338	営業活動によるキャッシュ・フロー	37,914
売上原価	174,653	投資活動によるキャッシュ・フロー	△17,371
売上総利益	243,685	財務活動によるキャッシュ・フロー	△39,927
販売費及び一般管理費	237,745	現金及び現金同等物に係る換算差額	1,059
営業利益	5,940	現金及び現金同等物の増減額	△18,324
営業外収益		現金及び現金同等物の期首残高	102,797
受取利息及び受取配当金	828	現金及び現金同等物の期末残高	84,472
持分法による投資利益	2,326	(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。	
固定資産受贈益	1,864		
匿名組合投資利益	1,047		
その他	2,302		
営業外費用	8,370		
支払利息	849		
固定資産除却損	1,605		
商品券回収損引当金繰入額	215		
その他	2,119		
経常利益	9,520		
特別利益			
固定資産売却益	4,920		
投資有価証券売却益	218		
関係会社株式売却益	2,240		
雇用調整助成金等	1,051		
8,431			
特別損失			
固定資産処分損	664		
減損損失	1,522		
店舗閉鎖損失	1,343		
事業構造改善費用	177		
新型コロナウイルス 感染症による損失	3,126		
6,834			
税金等調整前当期純利益	11,117		
法人税、住民税及び事業税	1,187		
法人税等調整額	△2,158		
当期純利益	12,088		
非支配株主に帰属する当期純損失	△250		
親会社株主に帰属する当期純利益	12,338		

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集
ご通知

株主
総会
類会

事業
報告

連結
計算書類

計算
書類

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

株式会社 三越伊勢丹ホールディングス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 梅村一彦
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 関口依里
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 衣川清隆
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社三越伊勢丹ホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社三越伊勢丹ホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。



連結計算書類に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するため経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

科 目	金 額
資産の部	
流動資産	743,130
現金及び預金	181,366
関係会社短期貸付金	63,217
未収還付法人税等	114,978
未収収益	4,654
その他	7,806
貸倒引当金	2,299
△11,590	
固定資産	561,688
有形固定資産	4
器具及び備品	4
無形固定資産	2
ソフトウェア	2
投資その他の資産	561,682
投資有価証券	1,247
関係会社株式	448,051
関係会社長期貸付金	112,000
繰延税金資産	379
その他	75
合計	743,130

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

科 目	金 額
負債の部	291,822
流動負債	172,035
1年内償還予定の社債	10,000
短期借入金	10,500
関係会社短期借入金	107,937
コマーシャル・ペーパー	40,000
未払金	1,683
未払費用	1,432
賞与引当金	56
未払法人税等	263
その他	160
固定負債	119,787
社債	30,000
長期借入金	82,000
関係会社事業損失引当金	4,321
債務保証損失引当金	3,466
純資産の部	451,308
株主資本	450,192
資本金	51,162
資本剰余金	397,724
資本準備金	19,510
その他資本剰余金	378,214
利益剰余金	19,673
その他利益剰余金	19,673
繰越利益剰余金	19,673
自己株式	△18,367
新株予約権	1,115
合計	743,130

損益計算書 (2021年4月1日から2022年3月31日まで)



(単位：百万円)

科 目	金 額	
営業収益		
受取配当金	14,540	
経営指導料	7,139	
役務収益	1,000	22,680
販売費及び一般管理費		8,007
営業利益		14,672
営業外収益		
受取利息	1,215	
その他	426	1,641
営業外費用		
支払利息	1,138	
その他	3,791	4,929
経常利益		11,385
特別利益		
関係会社株式売却益	1,579	1,579
特別損失		
関係会社株式評価損	3,761	3,761
税引前当期純利益		9,202
法人税、住民税及び事業税	△1,075	
法人税等調整額	△121	△1,197
当期純利益		10,400

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

招集
通知

参考
書類
総会

事業
報告

連結
計算
書類

計算
書類

会計監査人 監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月13日

株式会社 三越伊勢丹ホールディングス
取締役会 御中

EY新日本有限責任監査法人
東京事務所

指定有限責任社員 公認会計士 梅村一彦
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 関口依里
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 衣川清隆
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社三越伊勢丹ホールディングスの2021年4月1日から2022年3月31日までの第14期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査委員会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。



計算書類等に対する経営者及び監査委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における執行役及び取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懷疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査委員会 監査報告書 謄本

監査報告書

当監査委員会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第14期事業年度における取締役および執行役の職務の執行について監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1.監査の方法およびその内容

監査委員会は、会社法第416条第1項第1号口およびホに掲げる事項に関する取締役会決議の内容ならびに当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について取締役および執行役ならびに使用人等からその構築および運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査委員会が定めた監査委員会監査基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部監査部門その他内部統制所管部門と連携のうえ、重要な会議に出席し、取締役および執行役等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社等において業務および財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役および監査役等と意思疎通および情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監査するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(2005年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上のように、当該事業年度にかかる事業報告およびその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表)およびその附属明細書ならびに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表)について検討いたしました。

2.監査の結果

(1)事業報告等の監査結果

- ①事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役および執行役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容ならびに取締役および執行役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2)計算書類およびその附属明細書の監査結果

会計監査人E Y新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

(3)連結計算書類の監査結果

会計監査人E Y新日本有限責任監査法人の監査の方法および結果は相当であると認めます。

2022年5月13日

株式会社 三越伊勢丹ホールディングス 監査委員会
常勤監査委員 赤松 憲
監査委員 小山田 隆
監査委員 古川 英俊
監査委員 橋本 副孝

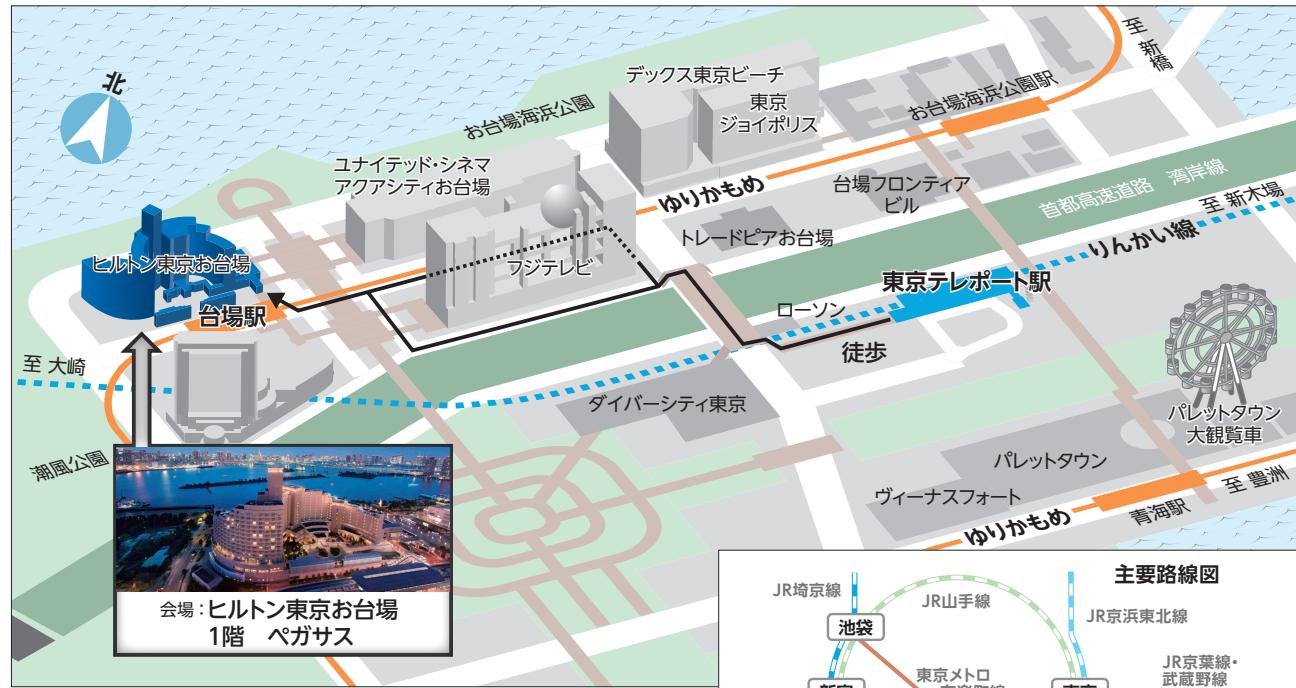
(注) 監査委員 小山田 隆、古川 英俊、橋本 副孝は、会社法第2条第15号および第400条第3項に規定する社外取締役であります。

以 上

〈メモ欄〉

定期株主総会会場 ご案内図

会 場 東京都港区台場一丁目9番1号
ヒルトン東京お台場
1階 ペガサス



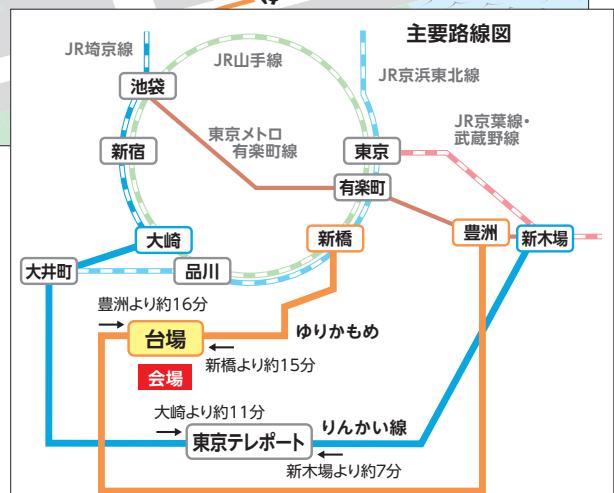
最寄駅

ゆりかもめ 台場駅直結（改札を出て左にお進みください）
りんかい線 東京テレポート駅より徒歩 約15分

路線バス 路線バスもご利用いただけます。

お台場レインボーバス（田町駅東口または品川駅港南口（東口）
→ヒルトン東京お台場下車）
(所要時間20分から25分前後)

総会会場と東京テレポート駅との送迎バスは運行いたしません。



駐車場・駐輪場の用意はいたしておりませんので、お車・自転車でのご来場はご遠慮ください。よろしくお願い申しあげます。

【株主総会のお土産に関するお知らせ】

本株主総会におけるお土産の配布はございません。
何卒ご理解くださいますようお願い申しあげます。

法令および定款に基づく インターネット開示事項

1. 会社の新株予約権等に関する事項
(2022年3月31日現在)
2. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項
3. 連結株主資本等変動計算書
4. 連結注記表
5. 株主資本等変動計算書
6. 個別注記表
(2021年4月1日から2022年3月31日まで)

株式会社三越伊勢丹ホールディングス

「会社の新株予約権等に関する事項」、「業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項」、「連結株主資本等変動計算書」、「連結注記表」、「株主資本等変動計算書」および「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、当社ホームページ（<https://www.imhds.co.jp>）に掲載することにより、株主の皆さんに提供しております。

1. 会社の新株予約権等に関する事項

(1) 当事業年度末日において当社取締役および執行役が保有している新株予約権等の状況

	名 称	個数(個)	保有者数(名)
取締役 (社外を除く)	第 18 回 新株予約権	117	1
	第 19 回 新株予約権	95	1
	第 20 回 新株予約権	108	1
	第 21 回 新株予約権	136	2
	第 23 回 新株予約権	113	2
	第 25 回 新株予約権	107	2
	第 27 回 新株予約権	72	1
	第 29 回 新株予約権	267	2
	第 31 回 新株予約権	243	2
	第 33 回 新株予約権	340	2
取締役 (社外)	該当ありません。		
執行役	該当ありません。		

上記の新株予約権の内容の概要は以下のとおりであります。

第18回新株予約権（2012年2月17日発行）

・新株予約権の数（発行時点）	1,496個
・新株予約権の目的となる株式の種類および数（発行時点）	当社普通株式 149,600株（新株予約権1個につき100株）
・新株予約権の払込金額	1個あたり84,500円（1株あたり845円）
・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1個あたり100円（1株あたり1円）
・新株予約権を行使することができる期間	2013年3月1日から2028年2月17日
・新株予約権の主な行使条件	

当社または当社子会社の取締役、執行役、監査役、執行役員、顧問、参与およびグループ役員（当社のグループ役員規程に定義される。）のいずれかの地位にあるとき、ならびに当該地位のいずれも退任した日から5年以内に、新株予約権を行使できる。但し、「新株予約権を行使することができる期間」を超えない。

第19回新株予約権（2013年2月15日発行）

・新株予約権の数（発行時点）	2,053個
・新株予約権の目的となる株式の種類および数（発行時点）	当社普通株式 205,300株（新株予約権1個につき100株）
・新株予約権の払込金額	1個あたり88,500円（1株あたり885円）
・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1個あたり100円（1株あたり1円）
・新株予約権を行使することができる期間	2014年3月1日から2029年2月15日
・新株予約権の主な行使条件	

当社または当社子会社の取締役、執行役、監査役、執行役員、顧問、参与およびグループ役員（当社のグループ役員規程に定義される。）のいずれかの地位にあるとき、ならびに当該地位のいずれも退任した日から5年以内に、新株予約権を行使できる。但し、「新株予約権を行使することができる期間」を超えない。

第20回新株予約権（2013年2月15日発行）

・新株予約権の数（発行時点）	1,540個
・新株予約権の目的となる株式の種類および数（発行時点）	当社普通株式 154,000株（新株予約権1個につき100株）
・新株予約権の払込金額	1個あたり88,500円（1株あたり885円）
・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1個あたり100円（1株あたり1円）
・新株予約権を行使することができる期間	2014年3月1日から2029年2月15日
・新株予約権の主な行使条件	

当社または当社子会社の取締役、執行役、監査役、執行役員、顧問、参与およびグループ役員（当社のグループ役員規程に定義される。）のいずれかの地位にあるとき、ならびに当該地位のいずれも退任した日から5年以内に、新株予約権を行使できる。但し、「新株予約権を行使することができる期間」を超えない。

第21回新株予約権（2014年2月14日発行）

・新株予約権の数（発行時点）	1,800個
・新株予約権の目的となる株式の種類および数（発行時点）	当社普通株式 180,000株（新株予約権1個につき100株）
・新株予約権の払込金額	1個あたり114,600円（1株あたり1,146円）
・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1個あたり100円（1株あたり1円）
・新株予約権を行使することができる期間	2015年3月1日から2030年2月14日
・新株予約権の主な行使条件	

当社または当社子会社の取締役、執行役、監査役、執行役員、顧問、参与およびグループ役員（当社のグループ役員規程に定義される。）のいずれかの地位にあるとき、ならびに当該地位のいずれも退任した日から5年以内に、新株予約権を行使できる。但し、「新株予約権を行使することができる期間」を超えない。

第23回新株予約権（2015年2月17日発行）

・新株予約権の数（発行時点）	1,514個
・新株予約権の目的となる株式の種類および数（発行時点）	当社普通株式 151,400株（新株予約権1個につき100株）
・新株予約権の払込金額	1個あたり169,000円（1株あたり1,690円）
・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1個あたり100円（1株あたり1円）
・新株予約権を行使することができる期間	2016年3月1日から2031年2月17日
・新株予約権の主な行使条件	

当社または当社子会社の取締役、執行役、監査役、執行役員、顧問、参与およびグループ役員（当社のグループ役員規程に定義される。）のいずれかの地位にあるとき、ならびに当該地位のいずれも退任した日から5年以内に、新株予約権を行使できる。但し、「新株予約権を行使することができる期間」を超えない。

第25回新株予約権（2016年2月16日発行）

・新株予約権の数（発行時点）	1,307個
・新株予約権の目的となる株式の種類および数（発行時点）	当社普通株式 130,700株（新株予約権1個につき100株）
・新株予約権の払込金額	1個あたり126,600円（1株あたり1,266円）
・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1個あたり100円（1株あたり1円）
・新株予約権を行使することができる期間	2017年3月1日から2032年2月16日
・新株予約権の主な行使条件	

当社または当社子会社の取締役、執行役、監査役、執行役員、顧問、参与およびグループ役員（当社のグループ役員規程に定義される。）のいずれかの地位にあるとき、ならびに当該地位のいずれも退任した日から5年以内に、新株予約権を行使できる。但し、「新株予約権を行使することができる期間」を超えない。

第27回新株予約権（2017年2月14日発行）

・新株予約権の数（発行時点）	1,962個
・新株予約権の目的となる株式の種類および数（発行時点）	当社普通株式 196,200株（新株予約権1個につき100株）
・新株予約権の払込金額	1個あたり133,600円（1株あたり1,336円）
・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1個あたり100円（1株あたり1円）
・新株予約権を行使することができる期間	2018年3月1日から2033年2月14日
・新株予約権の主な行使条件	当社または当社子会社の取締役、執行役、監査役、執行役員、顧問、参与およびグループ役員（当社のグループ役員規程に定義される。）のいずれかの地位にあるとき、ならびに当該地位のいずれも退任した日から5年以内に、新株予約権を行使できる。但し、「新株予約権を行使することができる期間」を超えない。

第29回新株予約権（2017年10月13日発行）

・新株予約権の数（発行時点）	1,683個
・新株予約権の目的となる株式の種類および数（発行時点）	当社普通株式 168,300株（新株予約権1個につき100株）
・新株予約権の払込金額	1個あたり121,400円（1株あたり1,214円）
・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1個あたり100円（1株あたり1円）
・新株予約権を行使することができる期間	2018年11月1日から2033年10月13日
・新株予約権の主な行使条件	当社または当社子会社の取締役、執行役、監査役、執行役員、顧問、参与およびグループ役員（当社のグループ役員規程に定義される。）のいずれかの地位にあるとき、ならびに当該地位のいずれも退任した日から5年以内に、新株予約権を行使できる。但し、「新株予約権を行使することができる期間」を超えない。

第31回新株予約権（2018年7月3日発行）

・新株予約権の数（発行時点）	1,045個
・新株予約権の目的となる株式の種類および数（発行時点）	当社普通株式 104,500株（新株予約権1個につき100株）
・新株予約権の払込金額	1個あたり130,200円（1株あたり1,302円）
・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1個あたり100円（1株あたり1円）
・新株予約権を行使することができる期間	2019年8月1日から2034年7月3日
・新株予約権の主な行使条件	

当社または当社子会社の取締役、執行役、監査役、執行役員、顧問、参与およびグループ役員（当社のグループ役員規程に定義される。）のいずれかの地位にあるとき、ならびに当該地位のいずれも退任した日から5年以内に、新株予約権を行使できる。但し、「新株予約権を行使することができる期間」を超えない。

第33回新株予約権（2019年7月2日発行）

・新株予約権の数（発行時点）	1,233個
・新株予約権の目的となる株式の種類および数（発行時点）	当社普通株式 123,300株（新株予約権1個につき100株）
・新株予約権の払込金額	1個あたり85,400円（1株あたり854円）
・新株予約権の行使に際して出資される財産の価額	1個あたり100円（1株あたり1円）
・新株予約権を行使することができる期間	2020年8月1日から2035年7月2日
・新株予約権の主な行使条件	

当社または当社子会社の取締役、執行役、監査役、執行役員、顧問、参与およびグループ役員（当社のグループ役員規程に定義される。）のいずれかの地位にあるとき、ならびに当該地位のいずれも退任した日から5年以内に、新株予約権を行使できる。但し、「新株予約権を行使することができる期間」を超えない。

2. 業務の適正を確保するための体制の整備に関する事項

内部統制システムの基本方針

株式会社三越伊勢丹ホールディングス（以下「当社」という。）は、健全かつ透明性の高いグループ経営と企業価値の最大化を図るため、業務の適正を確保するための体制（以下「内部統制」という。）を整備する。

1. コンプライアンス体制

「当社の執行役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」（会社法第416条1項1号ホ、会社法施行規則第112条2項4号）

- (1) 取締役会を「取締役会規程」に則り定期開催し、取締役会において法令上取締役会に付議しなければならない事項（以下「法定の付議事項」という。）を中心に決議するとともに執行役の業務執行を監督し、法令および定款違反行為を未然に防止する。
- (2) 総務統括部にコンプライアンスに関する所管部署・担当を設置し、内部統制・法令遵守体制の維持・向上を図る。
- (3) 取締役会の意思決定および監督の適法性、効率性および妥当性を高めるため、取締役のうち過半数を社外取締役とする。
- (4) 内部監査部門として、独立した専門部署を設置する。内部監査は「内部監査規程」に基づき、内部監査部門と各部門が連携しながら実施し、業務遂行の適法性・妥当性等を監査する。
- (5) 当社および当社グループにおいて不正行為等があった場合に、その事実を速やかに認識し、自浄的に改善するため、従業員等からの内部通報窓口として「三越伊勢丹グループホットライン」を設置する。

2. リスクマネジメント体制

「当該株式会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制」（会社法施行規則第112条2項2号）

- (1) 事業運営上発生するリスクの特定と評価・分析を行い、その評価・分析にもとづき、優先的に対応すべきリスクを選定し、リスク発現を未然に防止する。
- (2) リスク発生の際の対策本部設置、情報管理など迅速に対応できる社内横断的な管理体制の整備を行い、損害の拡大、二次被害の防止、再発の防止を図る。
- (3) リスクの認識・評価・対応の観点から、関連諸規程を策定し、周知・徹底させる。
- (4) 内部監査部門の監査により、当社のリスクの早期発見、解決を図る。
- (5) 反社会的勢力との関係を遮断し、不当な要求などを一切拒絶し、その被害を防止する。

3. 財務報告に係る内部統制体制

「財務報告の適正性を確保するための体制」（金融商品取引法第24条の4の4）

- (1)適正な財務報告を確保するための全社的な方針や手続きを示すとともに、適切に整備および運用する。
- (2)財務報告の重要な事項に虚偽記載が発生するリスクへの適切な評価および対応を行うとともに、当該リスクを低減するための体制を適切に整備および運用する。
- (3)真実かつ公正な情報が識別、把握および処理され、適切な者に適時に伝達される仕組みを整備しつつ運用する。
- (4)財務報告に関するモニタリングの体制を整備し、適切に運用する。
- (5)モニタリングによって把握された内部統制上の問題（不備）が、適時・適切に報告されるための体制を整備する。
- (6)財務報告に係る内部統制に関する I T（情報インフラ）に対し、情報漏洩や不正アクセスの防止等を含めた適切な対応を行う。

4. 情報保存管理体制

「当社の執行役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制」（会社法施行規則第112条2項1号）

- (1)執行役の職務の執行に関する以下の文書について、「文書管理規程」に基づき所定期間関連資料と共に記録・保管・管理する。
 - ①株主総会議事録
 - ②取締役会議事録
 - ③執行役会議事録
 - ④計算書類
 - ⑤官公庁その他公的機関、金融商品取引所に提出した書類の写し
 - ⑥その他取締役会が決定する書類
- (2)会社法・金融商品取引法等の法令によって秘密として管理すべき経営情報、営業秘密および顧客等の個人情報について、保護・管理体制および方法等につき「情報管理規程」等の規程類を整備し、関係する取締役、執行役および従業員がこれを遵守することにより、安全管理を行う。

5. 効率的職務執行体制

「当社の執行役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」（会社法施行規則第112条2項3号）

- (1)執行役の業務執行の分掌や指揮命令関係は取締役会で決定する。
- (2)取締役会は法定の付議事項を中心に決議し、その他の重要案件の意思決定は執行役に権限委譲する。執行役を中心メンバーとする執行役会にてそれら重要案件を審議のうえ決議・決定する。
- (3)執行役員制度を採用し、執行役員としての業務執行責任を明確にすることにより、業務執行の効率化を図る。
- (4)チーフオフィサー制を採用し、代表執行役社長から重要な担当領域を委任されたチーフオフィサーは、複数の部門にまたがる当社グループ全体の課題に関する統括業務の推進を行う。

(5)業務執行については、「グループ意思決定手続規程」、「組織役割規程」、「捺印権限規程」においてそれぞれ職務および、その責任、執行手続きの詳細について定めることとする。

6. グループ会社管理体制

「当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制」(会社法施行規則第112条2項5号)

当社は、以下のとおりグループ各社の、業務の適正を確保するための体制を整備するものとする。

1. 「当社の子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制」(会社法施行規則第112条2項5号イ)

経営管理については統合会計システムの導入、対象範囲拡大による一元管理を目指すとともに、決裁、報告制度による管理を行うものとし、必要に応じてモニタリングを行う。また「グループ会社管理規程」に基づき、当社グループ会社における重要案件に関する当社への報告および協議ルールを定め、当社グループ全体としてのリスクマネジメントおよび効率性を追求する。

2. 「当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制」(会社法施行規則第112条2項5号ロ)

(1)当社グループにおけるリスクマネジメントに関し、「リスクマネジメント基本規程」において必要な事項を定め、リスクマネジメント部門として、当社に独立した専門部署を設置する。当該部署は、グループ各社と連携しながら、リスクマネジメントを推進する。

(2)当社グループ全体の統合的なリスクマネジメントの実現を図るために、当社代表執行役社長を議長とし、議長が指名する構成員をメンバーとするコンプライアンス・リスクマネジメント推進会議を設置する。

3. 「当社の子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制」(会社法施行規則第112条2項5号ハ)

(1)当社グループ会社における自主性を尊重しつつ、その経営管理および助言・指導を行うとともに、必要に応じて当該グループ会社に取締役、監査役を派遣して経営を把握し、業務の適正化を推進する。

(2)当社グループ会社は、その経営に多大な影響を及ぼすと判断する重要な事項については、「グループ意思決定手続規程」に基づき当社執行役会または取締役会の承認決議を受ける。

4. 「当社の子会社の取締役等および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制」(会社法施行規則第112条2項5号ニ)

- (1) 内部監査部門による当社グループ会社の内部監査を実施し、業務遂行の適法性・妥当性等を監査する。
- (2) コンプライアンス・ガイドブック等を作成し、当社グループ全体に周知・徹底させるとともに、適宜、法令遵守等に関する研修を行い、コンプライアンス意識の醸成を図る。
- (3) 当社グループ全体を対象とする内部通報窓口として、「三越伊勢丹グループホットライン」を設置し、当社グループ従業員等からの通報に対して、コンプライアンスの視点から、是正措置・再発防止策の策定と実施を行う。

7. 監査委員会スタッフに関する事項

「当社の監査委員会の職務を補助すべき取締役および使用人に関する事項、当該取締役および使用人の執行役からの独立性に関する事項、および当該取締役および使用人に対する監査委員会の指示の実効性の確保に関する事項」(会社法施行規則第112条1項1号、2号、3号)

- (1) 監査委員会の職務を補助する専任の組織を設置し、スタッフ（以下「監査委員会スタッフ」という。）を配置する。監査委員会はそのスタッフに対し監査業務に必要な事項を指示することができる。
- (2) 監査委員会スタッフは、監査委員会が求める事項の報告を行い、その報告のために必要な情報収集の権限を有する。
- (3) 監査委員会スタッフは、業務執行組織から独立し、専属として監査委員会の指揮命令に従いその職務を行う。当該スタッフの人事異動、評価、懲戒等その処遇については監査委員会の同意を必要とする。
- (4) 当社グループ全体の監査体制強化のため、監査委員会スタッフを非常勤監査役として各グループ会社に派遣する。

8. 監査委員会への報告に関する体制

1. 「当社の取締役（監査委員である取締役を除く。）、執行役および使用人が当社の監査委員会に報告をするための体制その他の監査委員会への報告に関する体制」(会社法施行規則第112条1項4号イ)

「当社の子会社の取締役、監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者が当社の監査委員会に報告するための体制」(会社法施行規則第112条1項4号ロ)

- (1) 取締役、執行役および使用人が監査委員会の求めに応じてまたは事案発生時に遅滞なく監査委員会に報告すべき事項を取締役会が定める「監査委員会規程」に定め、取締役、執行役および使用人は必要な報告を行うものとする。なお、監査委員会は前記に拘らず、必要に応じていつでも取締役、執行役、使用人に対して報告を求めることができる。
- (2) 子会社の取締役、監査役等および使用人またはこれらの者から報告を受けた者は、当社の監査委員会に対して、当該子会社の業務または業績に影響を与える重要な事項について、報告することができる。
- (3) 当社グループ全体を対象とする内部通報制度である「三越伊勢丹グループホットライン」の適切な運用を維持し、その運用状況、通報内容および調査結果を定期的に監査委員会に報告することとする。

2. 「1の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制」
(会社法施行規則第112条1項5号)

監査委員会への報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

9. 監査費用の処理方針

「当社の監査委員の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項」(会社法施行規則第112条1項6号)

監査委員がその職務の執行について、会社法第404条第4項に基づく費用の前払い等の請求をしたときは、当該請求に係る費用または債務が当該監査委員会の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、当該費用または債務を処理する。

10. 監査委員会監査の実効性確保に関する体制

「その他当社の監査委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制」(会社法施行規則第112条1項7号)

- (1)監査委員会は情報収集、情報共有および課題認識の共有のため、代表執行役、取締役会議長、監査委員以外の取締役、および会計監査人とそれぞれ定期的に意見交換会を開催する。
- (2)監査委員会が選定する監査委員は、取締役会のほか、重要な意思決定の過程および職務の執行状況を把握するため、重要な会議に出席することができる。
- (3)内部監査部門は、グループ全体を対象とする内部監査計画、監査結果および監査の状況を監査委員会に報告するほか、情報交換等の連携を図る。なお、監査委員会は、執行役の職務の執行に関して不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実がある旨の報告を受けた場合等、その必要が認められる場合には、内部監査部門に対して調査を求め、具体的な指示をすることができる。また、内部監査部門の長の人事および懲戒には監査委員会の同意を必要とする。

業務の適正を確保するための体制の運用状況

当期における同体制の運用状況の概要は以下のとおりです。

◆コンプライアンスに関する取組みの状況

- ・当期は取締役会を12回実施し、重要事項の審議・決議、業務執行に関する報告を実施いたしました。
- ・法令遵守体制の維持・向上のために、コンプライアンス・ガイドブックの改定のほか、新入社員研修、管理職等の昇格時研修、新任研修、職務・階層に応じたコンプライアンス研修などを実施いたしました。
- ・内部監査部門は、金額的および質的な重要性から選定されたグループ会社を対象に、金融商品取引法に基づく内部統制評価を実施することで財務報告の適正性確保を図るとともに、業務の有効性・妥当性の監査を行い、評価と改善提案をいたしました。
- ・公益通報者保護法に基づく「三越伊勢丹グループホットライン」を設置し、社外の専門会社・社内の専門部署・社外の弁護士事務所が通報を受ける体制を整備しております。
- ・また、当社グループは改めて公正な取引を推進するにあたり、公正取引に関する指針に不当な取引の禁止を定めております。グループ全社に対し、コンプライアンス推進部会を開催し、外部講師による「独占禁止法や下請法の現状」の講義の場を設けるなど、公正取引の強化徹底に努めております。

◆リスクマネジメントに関する取り組みの状況

- ・代表執行役社長が議長を務める「コンプライアンス・リスクマネジメント推進会議」を年2回開催し、リスクマネジメント推進体制の構築、重点リスクの選定、リスクへの対応計画等について情報共有しグループ全体の総合的なリスクマネジメントの実現を図っております。
- ・当社は大規模災害、パンデミック等を想定した「事業継続計画（BCP）」を策定しております。計画の一部見直しや計画に基づく訓練を実施し、実効性の向上に努めています。
- ・新型コロナウイルスへの対応につきましては、代表執行役社長を本部長とする「新型コロナウイルス感染症対策本部」を定期的に開催し、感染拡大防止対策等の重要な意思決定を行い、顧客や従業員の健康安全を守りながら事業継続に取り組んでおります。

◆グループ会社管理に関する取り組みの状況

- ・「グループ会社管理規程」に定める当社への報告および協議ルールに基づき、グループ全社の業務の適正性を確保しております。
- ・グループ会社の経営の独立性を尊重しつつ、業務の適正性の推進のために必要に応じてグループ会社に取締役・監査役を派遣し、経営の把握に努めております。
- ・グループ会社の新任役員を対象に、会社法に関わる重要事項についてガバナンス、コンプライアンス、リスクマネジメントの観点を深める目的で、定期的に研修を実施しております。

◆監査委員会の職務執行に関する状況

- ・監査委員会は、監査方針および監査計画を定め、執行役、リスクマネジメント部門、内部監査部門、会計監査人等から報告を聴取し、執行役等の職務執行の状況、および内部統制の整備・運用の状況を監査しております。

ます。また、監査の質の向上のため、内部監査部門および会計監査人と、監査結果等について情報交換を行う等の適切な連携を図っております。

- ・監査委員会は、代表執行役社長と定期的に意見交換会を行い、課題認識等の共有をはかっております。また重要な意思決定の過程を把握するため、常勤の委員を中心に執行役会等の社内の重要な会議に出席しております。
- ・監査委員会の職務を補助する組織として、取締役会室内に監査委員会運営部を設置し、専任のスタッフを配置しております。また、監査委員会運営部から国内グループ各社に非常勤監査役を派遣し、グループ監査体制の強化を図っております。

3. 連結株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

科 目	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当期首残高	50,995	323,755	138,865	△18,654	494,962
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	△12,451	—	△12,451
会計方針の変更を反映した当期首残高	50,995	323,755	126,413	△18,654	482,510
当期変動額					
新株の発行	166	166	—	—	332
剰余金の配当	—	—	△4,193	—	△4,193
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	12,338	—	12,338
自己株式の取得	—	—	—	△5	△5
自己株式の処分	—	△102	—	296	193
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	—	△7	—	—	△7
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	—	—	—	—	—
当期変動額合計	166	56	8,145	290	8,657
当期末残高	51,162	323,812	134,558	△18,364	491,168

(単位：百万円)

科 目	その他の包括利益累計額					新株 予約権	非支配株主 持分	純資産 合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	為替換算 調整勘定	退職給付に係る その他の包括利益 調整累計額	累計額合計			
当期首残高	3,240	46	4,923	△1,236	6,973	1,447	4,891	508,275
会計方針の変更による累積的影響額	—	—	—	—	—	—	—	△12,451
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,240	46	4,923	△1,236	6,973	1,447	4,891	495,823
当期変動額								
新株の発行	—	—	—	—	—	—	—	332
剰余金の配当	—	—	—	—	—	—	—	△4,193
親会社株主に帰属する当期純利益	—	—	—	—	—	—	—	12,338
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—	—	△5
自己株式の処分	—	—	—	—	—	—	—	193
非支配株主との取引に係る親会社の持分変動	—	—	—	—	—	—	—	△7
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	2,209	△3	10,577	869	13,653	△332	△142	13,179
当期変動額合計	2,209	△3	10,577	869	13,653	△332	△142	21,836
当期末残高	5,450	43	15,501	△367	20,627	1,115	4,748	517,660

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

4. 連結注記表

[連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等]

1. 連結の範囲に関する事項

(1) 連結子会社の数 35社

(2) 主要な連結子会社の名称

株三越伊勢丹、株札幌丸井三越、株函館丸井今井、株仙台三越、株名古屋三越、株静岡伊勢丹、株新潟三越伊勢丹、株広島三越、株高松三越、株松山三越、株岩田屋三越、伊勢丹（中国）投資有限公司、上海梅龍鎮伊勢丹百貨有限公司、天津伊勢丹有限公司、天津濱海新区伊勢丹百貨有限公司、成都伊勢丹百貨有限公司、イセタン（シンガポール）L t d.、イセタン オブ ジャパン S d n. B h d.、米国三越I N C.、株エムアイカード

当連結会計年度において、SWPホールディングス株、株ソシエ・ワールド及び台湾施舒雅美容世界股份有限公司については、株式譲渡により連結の範囲から除外しております。

(3) 主要な非連結子会社の名称

株レオテックス、株三越伊勢丹ソレイユ、株九州コミュニケーションサービス、株愛生、株ファッショングッドライン、株レオマート

(4) 非連結子会社について連結の範囲から除外した理由

非連結子会社は、いずれも小規模であり、合計の総資産、売上高、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等は、いずれも連結計算書類に重要な影響を及ぼしていないためであります。

2. 持分法の適用に関する事項

(1) 持分法を適用した関連会社の数 8社

新光三越百貨股份有限公司、株ジェイアール西日本伊勢丹、アイテーエムクローバーC o., L t d.、新宿サブナード株、株三越伊勢丹アイムファシリティーズ、野村不動産三越伊勢丹開発合同会社、仁恒伊勢丹商業有限公司、株エムアイフードスタイル

当連結会計年度において、株Japan Duty Free Fa-So-La 三越伊勢丹については、株式の一部譲渡により持分法適用の範囲から除外しております。

(2) 持分法非適用会社の名称および持分法を適用しない理由

持分法非適用会社（サカエチカマチ株他）は、当期純損益（持分に見合う額）および利益剰余金（持分に見合う額）等の連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性が乏しいため、持分法は適用しておりません。

(3) 持分法を適用した会社のうち、事業年度が親会社の事業年度と異なる会社の取扱

持分法を適用した会社のうち、事業年度が親会社の事業年度と異なる会社については、当該会社の事業年度に係る計算書類を使用しており、連結決算日との間に生じた重要な取引については、持分法適用上必要な調整を行っております。

3. 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社のうち、伊勢丹（中国）投資有限公司、上海梅龍鎮伊勢丹百貨有限公司、天津伊勢丹有限公司、天津濱海新区伊勢丹百貨有限公司、成都伊勢丹百貨有限公司、イセタン（シンガポール）L t d.、イセタン（タイランド）C o., L t d.、イセタン オブ ジャパン S d n. B h d.、米国三越 I N C.、イタリア三越S. r. l.、イセタンミツコシ（イタリア）S. r. l. の決算日は12月末日ですが、連結計算書類の作成に当たっては、各社の決算日現在の計算書類を使用しております。

なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上必要な調整を行っております。

4. 会計方針に関する事項

(1) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

満期保有目的の債券

償却原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

連結決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は主として移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

なお、投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資（金融商品取引法第2条第2項により有価証券とみなされるもの）については、組合契約に規定される決算報告日に応じて入手可能な最近の決算書を基礎とし、持分相当額を純額で取り込む方法によっております。

棚卸資産

商品

主として売価還元法による原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法)

その他

主として先入先出法による原価法

(収益性の低下による簿価切下げの方法)

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産（リース資産・使用権資産を除く）

主として定額法

無形固定資産（リース資産・使用権資産を除く）

定額法

ただし、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年以内）に基づく定額法により償却しております。

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

使用権資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法

(3) 重要な引当金の計上基準

貸倒引当金

当連結会計年度末に有する債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率による計算額を、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

執行役員、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当連結会計年度に見合う額を計上しております。

ポイント引当金

販売促進を目的とするポイント制度により発行されたポイントの未使用額に対し、過去の使用実績率等に基づき、将来の使用見込額等を計上しております。

商品券回収損引当金

他社でも利用可能な全国百貨店共通商品券等が負債計上中止後に回収された場合に発生する損失に備えるため、過去の実績に基づく将来の回収見込額を計上しております。

関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該関係会社の財政状態等を勘案し、必要と認められる額を計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

当社グループは、以下の5ステップアプローチに基づき、収益を認識しております。

ステップ1：顧客との契約を識別する。

ステップ2：契約における履行義務を識別する。

ステップ3：取引価格を算定する。

ステップ4：契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5：履行義務を充足した時に又は充足につれて収益を認識する。

当社グループは、持株会社体制のもと、百貨店業を中心として、金融・クレジット・友の会業、不動産業等の事業を展開しております。セグメント別の収益の計上基準等は以下のとおりです。

(百貨店業)

① 商品の販売に係る収益認識

百貨店業においては、衣料品、雑貨、家庭用品、食料品等の販売を行っており、これらの商品の販売は商品を引き渡した時点で収益を認識しております。なお、商品の販売のうち、消化仕入に係る収益については、顧客から受け取る対価の総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識しております。

② 自社ポイント制度に係る収益認識

百貨店業においては、エムアイカードによるカスタマー・ロイヤルティ・プログラムを提供しており、会員の購入金額に応じてポイントを付与し、利用されたポイント相当の財又はサービスの提供を行っております。付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行い、ポイントが使用された時点で収益を認識しております。

③ 商品券に係る収益認識

百貨店業においては、自社で発行した商品券を履行義務として識別し、商品券が使用された時点で収益を認識しております。商品券の未使用分については、顧客が権利を行使する可能性が極めて低くなった時に収益を認識しております。

(クレジット・金融・友の会業)

クレジット・金融・友の会業においては、クレジットカードの発行と運営等を行っており、会員からの年会費、百貨店及び外部加盟店からの手数料を主な収益として認識しております。年会費については、年会費の対象となる期間の時の経過に応じて収益を認識しております。手数料については、契約に定める料率等に基づき、クレジットカード等の使用に応じて収益を認識しております。

(不動産業)

不動産業においては、建装・デザイン事業を行っており、工事契約の履行義務を充足するにつれて一定の期間にわたり収益を認識しております。ただし、契約における取引開始日から完全に履行義務を充足すると見込まれる時点までの期間がごく短い場合には、一定の期間にわたり収益を認識せず、完全に履行義務を充足した時点で収益を認識しております。なお、不動産の賃貸等による収益は、リース取引に関する会計基準に従い、その発生期間に賃貸収益を認識しております。

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

① 繰延資産の処理方法

社債発行費

償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

② 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

繰延ヘッジ処理を採用しております。なお、為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等について振当処理を、金利スワップについては特例処理の要件を満たしている場合は特例処理を採用しております。

ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段 為替予約取引、為替変動・金利変動リスクを回避するためのスワップ取引及びオプション取引

ヘッジ対象 外貨建営業債務、借入金の支払金利

ヘッジ方針

当社グループのリスク管理方針に基づき、為替変動リスク及び金利変動リスクをヘッジすることとしております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ手段及びヘッジ対象について、連結会計年度末に個別取引毎のヘッジ効果を検証しておりますが、ヘッジ対象の資産または負債とヘッジ手段について元本、利率、期間等の重要な条件が同一の場合には、本検証を省略することとしております。

③ 退職給付に係る会計処理の方法

退職給付見込額の期間帰属方法

退職給付債務算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度末までの期間に帰属させる方法については、主として給付算定式基準によっております。

数理計算上の差異及び過去勤務費用の費用処理方法

過去勤務費用は、発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(主として8～11年)による定額法により発生時から費用処理しております。

また、数理計算上の差異は、主として各連結会計年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(8～11年)による定額法により発生年度の翌連結会計年度から費用処理しております。

④ 連結納税制度の適用

当連結会計年度から連結納税制度を適用しております。

なお、当社及び国内連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」(2020年法律第8号)において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」(実務対応報告第39号 2020年3月31日)第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

[会計方針の変更に関する注記]

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。収益認識会計基準等の適用による主な変更点は以下のとおりです。

(1) 代理人取引に係る収益認識

消化仕入に係る収益について、従来は、顧客から受け取る対価の総額で収益を認識しておりましたが、顧客への財又はサービスの提供における役割（本人又は代理人）を判断した結果、総額から仕入先に対する支払額を差し引いた純額で収益を認識する方法に変更しております。なお、当該収益を売上高に計上しております。

(2) 自社ポイント制度に係る収益認識

当社グループは、エムアイカードによるカスタマー・ロイヤルティ・プログラムを提供しており、会員の購入金額に応じてポイントを付与し、利用されたポイント相当の財又はサービスの提供を行っております。従来は、付与したポイントの利用に備えるため、将来利用されると見込まれる額をポイント引当金として計上し、ポイント引当金繰入額を販売費及び一般管理費として計上していましたが、付与したポイントを履行義務として識別し、将来の失効見込み等を考慮して算定された独立販売価格を基礎として取引価格の配分を行う方法に変更しております。

(3) 商品券に係る収益認識

当社グループが発行している自社商品券の未使用分について、従来は、一定期間経過後に収益に計上するとともに、将来の使用に備えるため、商品券回収損引当金を計上していましたが、顧客が権利行使する可能性が極めて低くなった時に収益を認識する方法に変更しております。なお、当該収益は、従来の営業外収益に計上する方法から売上高に計上する方法に変更しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当連結会計年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当連結会計年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。

この結果、当連結会計年度の売上高が493,775百万円、売上原価が477,960百万円、販売費及び一般管理費が15,929百万円それぞれ減少し、営業利益が114百万円増加、経常利益及び税金等調整前当期純利益がそれぞれ155百万円増加しております。また、利益剰余金の当期期首残高は12,451百万円減少しております。

収益認識会計基準等を適用したため、前連結会計年度の連結貸借対照表において、「流動資産」に表示し

ていた「受取手形及び売掛金」は、当連結会計年度より「受取手形、売掛金及び契約資産」に含めて表示することといたしました。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、連結計算書類に与える影響はありません。

[表示方法の変更]

(連結損益計算書関係)

前連結会計年度において、営業外収益の「その他」に含めておりました「匿名組合投資利益」は、金額的重要性が増したため、当連結会計年度より区分掲記しております。

[会計上の見積りに関する注記]

1. 国内百貨店事業における固定資産の減損

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

減損損失 1,501百万円 固定資産 608,655百万円

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

当社グループでは、主要な事業として百貨店業を営んでおり、各店舗を独立したキャッシュ・フローを生み出す最小の単位としてグルーピングしております。

減損の兆候がある店舗については帳簿価額と回収可能価額を比較し、減損損失を認識すべきと判定した場合は、帳簿価額を回収可能価額まで減額して減損損失を計上しております。回収可能価額は正味売却価額または使用価値により測定しております。

回収可能価額が使用価値の場合、割引前将来キャッシュ・フローは中期経営計画及び翌年度の予算を基礎に、将来の不確実性が高い昨今の経済環境下においても最善の見積りを行っております。

回収可能価額が正味売却価額の場合、重要性の高い資産グループの測定については、不動産鑑定評価基準に基づいた外部の不動産鑑定士からの評価額等を基準としております。

②主要な仮定

割引前将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、国内個人消費動向の予測に基づく売上成長率及びインバウンド需要の回復見通し、新型コロナウイルス感染症の影響並びに中期経営計画後の売上成長率であります。

国内個人消費動向の予測に基づく売上成長率については、複数の外部専門家の予測情報を基に翌年度の売上成長率を算定しております。

インバウンド需要の回復見通しについては、外部団体の国際輸送予測情報を基に、その回復予測の範囲内でインバウンド需要が回復するものと仮定しております。

新型コロナウイルス感染症の影響については、今後の広がり方や収束時期等を正確に予測することは困難な状況にありますが、現時点では2024年度まで新型コロナウイルス感染症による業績への影響があるものと仮定しております。

中期経営計画後の売上成長率については、百貨店業を取り巻く経済環境や店舗固有の事象、将来の不確実性を勘案して算定しております。

③翌年度の連結計算書類に与える影響

割引前将来キャッシュ・フローの算出に用いた主要な仮定は、外部情報を含めて入手可能な情報に基づいた最善の見積りであると評価しております。一方で、将来の不確実性は高く、新型コロナウイルス感染症の影響を正確に予測することが困難な状況であるため、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化した場合や消費者行動の変化により売上成長率が乖離した場合など仮定の見直しが必要となった場合には、割引前将来キャッシュ・フローの見積りに影響を受け、結果として翌年度において減損損失が発生する可能性があります。

また、不動産鑑定評価基準に基づいた不動産鑑定士からの評価額等は、将来の不動産市況の動向に影響を受ける可能性があり、その結果として正味売却価額が減少した場合には、翌年度において減損損失が発生する可能性があります。

2. 繰延税金資産の回収可能性

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

繰延税金資産（繰延税金負債相殺前） 22,868百万円

これは、主に連結納税制度を適用している会社及び国内連結子会社（以下「連結納税会社」という。）において計上されております。

(2) その他見積りの内容に関する理解に資する情報

①算出方法

将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、予測される連結納税会社における将来課税所得の見積りに基づき、見積可能期間3年で繰延税金資産の回収可能性を判断しております。

連結納税会社における将来課税所得の見積りは、中期経営計画及び翌年度の予算を基礎に、新型コロナウ

イルス感染症の収束時期などについて一定の仮定を設けて織り込んでおり、将来の不確実性が高い昨今の経済環境下においても最善の見積りを行っております。

②主要な仮定

連結納税会社の将来課税所得の見積りにおける主要な仮定は、国内個人消費動向の予測に基づく売上成長率、インバウンド需要の回復見通し及び新型コロナウイルス感染症の影響であります。

国内個人消費動向の予測に基づく売上成長率については、複数の外部専門家の予測情報を基に翌年度の売上成長率を算定しております。

インバウンド需要の回復見通しについては、外部団体の国際輸送予測情報を基に、その回復予測の範囲内でインバウンド需要が回復するものと仮定しております。

新型コロナウイルス感染症の影響については、今後の広がり方や収束時期等を正確に予測することは困難な状況にありますが、現時点では2024年度まで新型コロナウイルス感染症による業績への影響があるものと仮定しております。

③翌年度の連結計算書類に与える影響

予測される連結納税会社における将来課税所得の見積りについては、昨今の不確実性の高い経済環境を鑑み、外部情報を含めて入手可能な情報を利用するとともに、将来の不確実性に対処すべく3年間の見積可能期間において弾力性のある見積りを行っております。新型コロナウイルス感染症の影響が長期化した場合や消費者行動の変化により売上成長率が乖離した場合など仮定の見直しが必要となった場合には、翌年度において繰延税金資産の取り崩しが必要となる可能性があります。一方で、新型コロナウイルス感染症の影響が早期収束に向かうなど、将来の不確実性が低減された場合には、翌年度において繰延税金資産が追加で計上される可能性があります。

[連結貸借対照表に関する注記]

1.	有形固定資産の減価償却累計額	355, 315百万円
2.	偶発債務	
	保証債務等	
	従業員住宅ローン保証	33百万円
	関係会社借入金等債務保証	
	(株)ジェイアール西日本伊勢丹	(注) 6, 734百万円
	保証債務等合計	6, 767百万円
	(注) 上記金額については、債務保証額から持分法適用に伴う負債として計上された金額を控除した金額を記載しております。	
3.	棚卸資産の内訳	
	商品	24, 588百万円
	製品	7百万円
	仕掛品	345百万円
	原材料及び貯蔵品	464百万円
	棚卸資産合計	25, 405百万円

[連結損益計算書に関する注記]

1. 減損損失

当連結会計年度において、連結子会社は、以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

(1) 減損損失を認識した資産グループの概要

用途	種類	減損損失 (百万円)	場所
店舗	建物及び構築物	679	中小型店舗（東京都千代田区 他）
	差入保証金	247	
	その他	58	
店舗	建物及び構築物	370	成都伊勢丹（中国）
	その他	58	
店舗	建物及び構築物	199	福岡三越店（福岡県福岡市）
	その他	33	
店舗	建物及び構築物	31	シンガポール伊勢丹（シンガポール）
	使用権資産	138	
	その他	37	
店舗	建物及び構築物	147	伊勢丹立川店（東京都立川市）
	その他	34	
店舗	建物及び構築物	123	クアラルンプール伊勢丹（マレーシア）
	その他	49	
店舗	建物及び構築物	97	名古屋三越星ヶ丘店（愛知県名古屋市）他
	その他	18	
その他	建物及び構築物	2	オルタナティブシアター（東京都千代田区）他
	ソフトウェア	119	
	差入保証金	120	
	その他	1	
	合計	2,571	

(注) 連結損益計算書において、減損損失のうち、1,049百万円は「店舗閉鎖損失」に含まれております。

(2) 減損損失を認識するに至った経緯

営業活動から生ずる損益が継続してマイナスである資産グループについては、回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として計上しております。

(3) 資産のグルーピングの方法

キャッシュ・フローを生み出す最小単位として、主として店舗を基本単位としてグルーピングしております。

(4) 回収可能価額の算定方法

資産グループの回収可能価額は正味売却価額または使用価値により測定しております。回収可能価額が正味売却価額の場合、重要性の高い資産グループの測定については、不動産鑑定評価基準に基づいた不動産鑑定士からの評価額等を基準しております。また、回収可能価額が使用価値の場合、将来キャッシュ・フローを約8%～11%で割り引いて算定しております。

2. 事業構造改善費用

主に株式会社岩田屋三越のネクストキャリア制度の実施に伴う費用等であります。

3. 新型コロナウイルス感染症による損失

緊急事態宣言を踏まえ、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、当社グループ店舗を臨時休業したことにより発生した固定費等（人件費、地代家賃、減価償却費等）であります。

[連結株主資本等変動計算書に関する注記]

1. 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数

普通株式 396,736,654株

2. 剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金の支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年6月25日 定時株主総会	普通株式	2,286	6.00	2021年3月31日	2021年6月28日
2021年11月10日 取締役会	普通株式	1,907	5.00	2021年9月30日	2021年12月6日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が当連結会計年度の末日後となるもの

2022年6月27日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次の通り提案しております。

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2022年6月27日 定時株主総会	普通株式	利益 剰余金	1,907	5.00	2022年3月31日	2022年6月28日

3. 当連結会計年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く）の目的となる株式の数	
普通株式	975,500株

[金融商品に関する注記]

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、余剰資金に関する資金運用については銀行預金および高格付けの債券等安全性の高い金融資産に限定し、また、資金調達については銀行借入および短期社債（コマーシャル・ペーパー）、社債等により調達する方針です。デリバティブは、営業債務の為替変動リスクおよび借入金等資金調達の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行いません。

(2) 金融商品の内容およびそのリスク並びにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び売掛金は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、当社グループ各社の与信管理規程に従い、取引先ごとの期日管理及び残高管理を行うとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を行っております。投資有価証券である株式等は、主に業務上の関係を有する企業（取引先企業）の株式であり、市場価格の変動リスクに晒されています。当該リスクに関しては、定期的に時価や取引先企業の財務状況等を把握し、取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

営業債務である支払手形及び買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日です。その一部には、商品の輸入代金支払に関する外貨建てのものがあり、為替の変動リスクに晒されておりますが、当該為替変動リスクを回避するために、決済額の一部について為替予約を行っております。

借入金のうち、短期借入金およびコマーシャル・ペーパーは主に営業取引に係る資金調達であり、長期借入金および社債は主に設備投資に係る資金調達です。変動金利の借入金は、金利の変動リスクに晒されていますが、このうち長期借入金の一部については、支払金利の変動リスクを回避し支払利息の固定化を図るために、個別契約ごとにデリバティブ取引（金利スワップ取引）をヘッジ手段として利用しています。ヘッジの有効性の評価方法については、金利スワップの特例処理の要件を満たしているため、その判定をもって有効性の評価を省略しています。

デリバティブ取引の執行・管理については、取引権限を定めた社内規程に従って行っており、また、デリバティブの利用にあたっては、信用リスクを軽減するために、格付の高い金融機関とのみ取引を行っています。

また、営業債務や借入金は、流動性リスクに晒されていますが、当社グループでは、各社が月次に資金繰計画を作成するなどの方法により管理するとともに、主要取引銀行とコミットメントライン契約および当座借越契約により充分な手許流動性を確保しております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

2022年3月31日における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

項目	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1)有価証券及び投資有価証券 ①満期保有目的の債券	2,505	2,586	81
②その他有価証券	20,798	20,798	—
(2)差入保証金	40,615	39,544	△1,071
資産計	63,919	62,929	△990
(1)社債	40,000	39,952	△48
(2)長期借入金	87,800	86,932	△867
負債計	127,800	126,884	△915
デリバティブ取引	0	0	—

(注1) 「現金及び預金」「受取手形、売掛金及び契約資産」「支払手形及び買掛金」「短期借入金」については、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、記載を省略しています。

(注2) 金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一緒にとして処理されているため、その時価は、当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注3) 市場価格のない株式等は、上記には含まれておりません。当該金融商品の連結貸借対照表計上額は97,547百万円であります。

(注4) 連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体の時価は上記に含めておりません。連結貸借対照表に持分相当額を純額で計上する組合その他これに準ずる事業体の連結貸借対照表計上額は、330百万円であります。

3. 金融商品の時価のレベルごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に係るインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、活発な市場において形成される当該時価の算定の対象となる資産または負債に関する相場価格により算定した時価

レベル2の時価：観察可能な時価の算定に係るインプットのうち、レベル1のインプット以外の時価の算定にかかるインプットを用いて算定した時価

レベル3の時価：観察できない時価の算定に係るインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

(1) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
その他有価証券				
株式	20,798	—	—	20,798
デリバティブ取引	—	0	—	0
資産計	20,798	0	—	20,798

(2) 時価で連結貸借対照表に計上している金融商品以外の金融商品

区分	時価（百万円）			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
有価証券及び投資有価証券				
満期保有目的の債券	—	2,586	—	2,586
差入保証金	—	—	39,544	39,544
資産計	—	2,586	39,544	42,130
社債	—	39,952	—	39,952
長期借入金	—	86,932	—	86,932
負債計	—	126,884	—	126,884

(注) 時価の算定に用いた評価技法及び時価の算定に係るインプットの説明

有価証券及び投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。一方で、当社グループが保有している公社債は、市場での取引頻度が低く、活発な市場における相場価格とは認められないため、その時価をレベル2の時価に分類しております。

デリバティブ取引

為替予約の時価は、為替レート等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

社債

当社の発行する社債の時価は、市場価格に基づき算定しております。社債は市場価格があるものの活発な市場で取引されているわけではないため、レベル2の時価に分類しております。

差入保証金

差入保証金の時価については、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを残存期間に対応する国債の利回り等で割り引いた現在価値により算定しています。観察できない時価の算定に係るインプットである、回収可能性を反映した将来キャッシュ・フローを使用して算定しているため、レベル3の時価に分類しております。

長期借入金

長期借入金の時価は、元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積もられる利率で割り引いて算定する方法によっており、金利スワップは市場金利等の観察可能なインプットを用いて割引現在価値法により算定しております。長期借入金は金利スワップの特例処理の対象として当該金利スワップと一体として処理しており、レベル2の時価に分類しております。

[賃貸等不動産に関する注記]

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社の一部の子会社では、東京都その他の地域において、賃貸用のオフィスビルや賃貸商業施設を所有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	当連結会計年度末の時価
賃貸等不動産	116,831	186,480

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額及び減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」等に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む。）であります。

[収益認識に関する注記]

1. 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当連結会計年度（自 2021年4月1日 至 2022年3月31日）

(単位：百万円)

	報告セグメント				その他	合計
	百貨店業	クレジット・金融・友の会業	不動産業	計		
三越伊勢丹 伊勢丹新宿本店	114,672	-	-	114,672	-	114,672
三越日本橋本店	51,461	-	-	51,461	-	51,461
三越銀座店	21,378	-	-	21,378	-	21,378
伊勢丹浦和店	11,449	-	-	11,449	-	11,449
伊勢丹立川店	11,010	-	-	11,010	-	11,010
岩田屋三越 岩田屋本店	23,875	-	-	23,875	-	23,875
名古屋三越 名古屋三越栄店	15,586	-	-	15,586	-	15,586
新潟三越伊勢丹 新潟伊勢丹店	15,094	-	-	15,094	-	15,094
その他店舗	97,772	-	-	97,772	-	97,772
クレジット・金融・友の会業	-	27,389	-	27,389	-	27,389
不動産業	-	-	9,902	9,902	-	9,902
その他	-	-	-	-	48,968	48,968
顧客との契約から生じる収益	362,300	27,389	9,902	399,592	48,968	448,561
その他の収益	11,632	3,109	8,170	22,911	602	23,514
セグメント間の内部売上高 又は振替高	△1,867	△12,868	△1,873	△16,608	△37,128	△53,737
外部顧客への売上高	372,065	17,629	16,199	405,895	12,442	418,338

(注)「その他」の区分は報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、製造・輸出入等・卸売業、物流業、人材サービス業、情報処理サービス業、旅行業、美容業等を含んでおります。

2. 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、[連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等] の 4. 会計方針に関する事項 (4) 重要な収益及び費用の計上基準 に記載のとおりであります。

3. 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

(1) 契約資産及び契約負債の残高等

顧客との契約から生じた債権、契約資産及び契約負債の内訳は以下の通りであります。

(単位：百万円)

	当連結会計年度期首残高 (2021年4月1日)	当連結会計年度期末残高 (2022年3月31日)
顧客との契約から生じた債権	116,038	120,324
契約資産	377	600
契約負債	103,383	99,067

契約負債は主に、当社が付与したポイント及び発行した商品券のうち、期末時点において履行義務を充足していない残高であります。

(2) 残存履行義務に配分した取引価格

2022年3月31日現在、商品券に係る残存履行義務に配分した取引価格の総額は83,342百万円であり、当該残存履行義務について、商品券が使用されるにつれて主に今後1年から7年の間で収益を認識することを見込んでおります。また、ポイントに係る残存履行義務に配分した取引価格の総額は5,508百万円であり、当該残存履行義務について、ポイントの実際の利用に応じて今後1年から2年の間で収益を認識することを見込んでおります。

なお、当初の予想契約期間が1年以内の取引については、実務上の便法を適用し、残存履行義務に関する情報の記載を省略しております。

[1株当たり情報に関する注記]

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,341円41銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 32円36銭 |

[重要な後発事象に関する注記]

(株式取得による企業結合)

当社は、2022年4月26日開催の執行役会において、持分法適用関連会社である株式会社エムアイフードスタイル（以下「IMFS」）の株式を再取得し、子会社化することを決議し、同日付で譲渡契約を締結いたしました。

1. 企業結合の概要

(1) 被取得企業の名称及びその事業の内容

被取得企業の名称 : 株式会社エムアイフードスタイル

事業の内容 : スーパーマーケット・小売・専門店業・食品製造・卸売り

(2) 企業結合を行う主な理由

IMFSについては、2018年4月にスーパーマーケット事業分野において改革の実績をもつ株式会社丸の内キャピタルが管理・運営するファンド（以下、「丸の内キャピタル」）に一部株式を譲渡し、丸の内キャピタルの持つ経営改善手法や高質系食品小売業に対する知見やノウハウ等を活用して事業再生計画を進めてまいりました。

今般、事業再生計画に一定の目途が立ったことから、丸の内キャピタルよりIMFS株式を再取得することといたしました。

当社は、グループ中期経営計画における重点戦略の一つとして、“高感度上質”戦略を掲げております。

IMFSの保有する店舗網は、当該戦略における高感度上質“拠点ネットワーク”構築に寄与すると考えており、IMFSの更なる発展・飛躍を目的に、最適な事業パートナーの選定などあらゆる選択肢についての検討を開始しております。

(3) 企業結合日

2022年6月10日（予定）

(4) 企業結合の法的形式

現金を対価とする株式取得

(5) 結合後企業の名称

変更ありません。

(6) 取得する議決権比率

企業結合直前に所有している議決権比率 34%

企業結合日に取得する議決権比率 66%（予定）

取得後の議決権比率 100%（予定）

(7) 取得企業を決定するに至った主な根拠

現金を対価として株式を取得することにより、被取得企業の議決権の過半数を取得するためであります。

2. 被取得企業の取得原価及び対価の種類ごとの内訳

取得元との譲渡契約における守秘義務を踏まえ、開示を差し控えさせて頂きます。

3. 被取得企業の取得原価と取得するに至った取引ごとの取得原価の合計との差額

段階取得に係る差益 約3,900百万円（予定）

4. 発生するのれんの金額、発生原因、償却方法及び償却期間

現時点では確定しておりません。

5. 企業結合日に受け入れた資産及び引き受けた負債の額並びにその主な内訳

現時点では確定しておりません。

5. 株主資本等変動計算書

(単位：百万円)

科 目	株 主 資 本					
	資本金	資本剰余金			利益剰余金	
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金 合計	その他 利益剰余金	利益剰余金 合計
当期首残高	50,995	19,343	378,317	397,660	13,466	13,466
当期変動額						
新株の発行	166	166	—	166	—	—
剰余金の配当	—	—	—	—	△4,193	△4,193
当期純利益	—	—	—	—	10,400	10,400
自己株式の取得	—	—	—	—	—	—
自己株式の処分	—	—	△102	△102	—	—
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	—	—
当期変動額合計	166	166	△102	63	6,206	6,206
当期末残高	51,162	19,510	378,214	397,724	19,673	19,673

(単位：百万円)

科 目	株 主 資 本		評価・換算差額等		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算差額等 合計		
当期首残高	△18,657	443,465	—	—	1,447	444,913
当期変動額						
新株の発行	—	332	—	—	—	332
剰余金の配当	—	△4,193	—	—	—	△4,193
当期純利益	—	10,400	—	—	—	10,400
自己株式の取得	△5	△5	—	—	—	△5
自己株式の処分	296	193	—	—	—	193
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	—	—	—	—	△332	△332
当期変動額合計	290	6,727	—	—	△332	6,395
当期末残高	△18,367	450,192	—	—	1,115	451,308

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

6. 個別注記表

[重要な会計方針に係る事項に関する注記]

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

市場価格のない株式等以外のもの

決算日の市場価格等に基づく時価法

(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)

市場価格のない株式等

主として移動平均法による原価法

2. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

執行役員、従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額に基づき当事業年度に見合う額を計上しております。

関係会社事業損失引当金

関係会社の事業に係る損失に備えるため、当該関係会社の財政状態等を勘案し、必要と認められる額を計上しております。

債務保証損失引当金

関係会社への債務保証に係る損失に備えるため、被保証者の財政状態等を勘案し、損失負担見込額を計上しております。

3. 収益及び費用の計上基準

持株会社である当社における顧客との契約により生じる収益は、主に子会社からの経営管理料となります。経営管理料は、子会社への契約内容に応じた受託業務を提供することが履行義務であり、履行義務の進捗に応じて収益を認識しております。

4. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

① 繰延資産の処理方法

社債発行費について、償還までの期間にわたり定額法により償却しております。

② 連結納税制度の適用

当事業年度から連結納税制度を適用しております。

なお、「所得税法等の一部を改正する法律」（2020年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

[会計方針の変更]

(収益認識に関する会計基準等の適用)

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。なお、計算書類に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」（企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。）等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」（企業会計基準第10号 2019年7月4日）第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を将来にわたって適用することとしております。なお、計算書類に与える影響はありません。

[貸借対照表に関する注記]

有形固定資産の減価償却累計額 3百万円

保証債務

関係会社の借入金に対する債務保証

株式会社ジェイアール西日本伊勢丹 6,734百万円

(注) 上記金額については、債務保証額から債務保証損失引当金を控除した金額を記載しています。

関係会社に対する短期金銭債権 9,886百万円

関係会社に対する短期金銭債務 2,758百万円

[損益計算書に関する注記]

関係会社との取引高

営業取引による取引高

営業収益 22,680百万円

販売費及び一般管理費 1,048百万円

営業取引以外の取引高

1,833百万円

[株主資本等変動計算書に関する注記]

自己株式に関する事項

(単位：株)

株式の種類	当期首株式数	増加	減少	当期末株式数
普通株式	15,403,484	41,313	245,014	15,199,783

(注) (1) 増加は、単元未満株式の買取請求によるもの7,113株及び、譲渡制限付株式報酬として付与した自己株式の無償取得によるもの34,200株です。

(2) 減少は、単元未満株式の買増請求によるもの514株及び、譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分によるもの244,500株です。

[税効果会計に関する注記]

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(繰延税金資産)

賞与引当金	17百万円
未払費用	116百万円
未払事業税等	79百万円
ストックオプション費用	251百万円
関係会社株式評価損	7,236百万円
関係会社事業損失引当金	1,323百万円
債務保証損失引当金	1,061百万円
貸倒引当金	3,549百万円
繰越欠損金	5,682百万円
その他	253百万円
繰延税金資産小計	19,571百万円
評価性引当額	△19,192百万円
繰延税金資産合計	379百万円

(繰延税金負債)

未収還付事業税等	一百万円
繰延税金負債合計	一百万円
繰延税金資産（負債）の純額	379百万円

[関連当事者との取引に関する注記]

1. 子会社及び関連会社等

(単位：百万円)

属性	会社等の名称	議決権等の所有割合 (被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	株式会社三越伊勢丹	直接 100%	役員の兼任 経営管理等 資金貸借	経営管理料の受取 (注1) 経理業務委託料 (注1) 資金の受取(注2) 利息の受取(注3) 資金の返済(注2) 利息の支払 出向者人件費の立替払(注4)	6,740 378 15,780 910 - 2 3,463	未収収益 - 関係会社 短期貸付金 関係会社 長期貸付金 未収収益 関係会社 短期借入金 未払費用	7,414 65,927 112,000 68 - - 221
子会社	株式会社岩田屋三越	直接 100%	役員の兼任 資金貸借	資金の受取(注2)	1,264	関係会社 短期貸付金	6,097
子会社	株式会社名古屋三越	直接 100%	役員の兼任 資金貸借	資金の返済(注2)	1,170	関係会社 短期借入金	1,939
子会社	株式会社エムアイカード	直接 100%	役員の兼任 資金貸借	資金の受取(注2) 利息の受取(注3)	2,518 118	関係会社 短期貸付金	20,156
子会社	株式会社エムアイ友の会	間接 100%	資金貸借	資金の返済(注2) 利息の支払(注3)	1,388 499	関係会社 短期借入金	85,179
関連会社	株式会社ジェイアール西日本伊勢丹	直接 40%	役員の兼任	債務保証	10,200	債務保証 損失引当金	3,466

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注) (1) 経営管理料および経理業務委託料については、契約条件により決定しております。
- (2) 資金の貸借については、グループ内の資金を一元管理するキャッシュ・マネジメント・システム(CMS)による取引であります。
- (3) 貸付金・借入金の利率については、市場金利を勘案して合理的に決定しております。
- (4) 株式会社三越伊勢丹が支給した出向者人件費について、実費精算を行ったものであります。

2. 役員及び個人主要株主等

(単位：百万円)

種類	会社等の名称又は氏名	議決権等の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
役員	細谷 敏幸	(被所有) 直接0.0%	当社取締役代表執行役社長 CEO	金銭報酬債権の現物出資に伴う自己株式の処分	14	-	-

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 講渡制限付株式報酬制度に伴う金銭報酬債権の現物出資によるものであります。

自己株式の処分価額は、2021年7月28日（本自己株処分の取締役会決議日の前営業日）の東京証券取引所における、当社の普通株式の終値に基づいて決定しております。

[収益認識に関する注記]

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

収益を理解するための基礎となる情報は、[重要な会計方針にかかる事項に関する注記] の3. 収益及び費用の計上基準 に記載のとおりであります。

[1株当たり情報に関する注記]

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,179円95銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 27円27銭 |

[重要な後発事象に関する注記]

重要な後発事象については、連結計算書類の[重要な後発事象に関する注記]に記載のとおりであります。